注)この翻訳版とベトナム語版との間に矛盾が生じた場合は、ベトナム語版が優先されるものとします。

付録書I

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

第I部

申告書様式

様式第 01 号	発明登録申請書
様式第 02 号	医薬品流通の初回登録手続の遅延に関する確認申請書
様式第 03 号	発明特許に基づいて製造された医薬品の初回販売承認の遅延に対する補償請 求書
様式第 04 号	発明使用権の強制譲渡請求書
様式第 05 号	特許出願の内容審査請求書
様式第 06 号	回路配置登録申請書
様式第 07 号	工業意匠登録申請書
様式第 08 号	商標登録申請書
様式第 09 号	地理的表示登録申請書

発明登録申請書

受領印 (申請書を受け付ける職員向け)

拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、申請書の検討、また以下の書類の付□特許証 (□紙媒体) □実用新案登録証 (□紙媒体)	与を請求します ² 。
出願の基	· 。
□本申請書は PCT 条約第号に基づいて提出されま 国際公開番号: 日付: □国内段階移行にあたり補正・補足があります(補 □分割出願:本申請書は番号の申請書から分割される	修事項は追加ページで説明されます)
□変更出願:本申請書は番号の申請書から変更され	ました。 出願日:
□ 発明は国家予算を使用した科学技術業務の結果です 科学技術業務の管理機関の名称: 科学技術業務の名称: 科学技術業務のコード:	
② 発明の名称	国際特許分類 (IPC)³ 第 3 種インデックスまでの詳細
③ 申請:	
- "	者 の付与請求の組織・個人)
(特許証/実用新案登録証 氏名:	の付与請求の組織・個人)
(特許証/実用新案登録証 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号:	の付与請求の組織・個人) メールアドレス:
(特許証/実用新案登録証6 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります □このセクションで申告する申請者に加えて、追加ペ	の付与請求の組織・個人) メールアドレス:
(特許証/実用新案登録証の 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります □このセクションで申告する申請者に加えて、追加ペ	の付与請求の組織・個人) メールアドレス: 一ジにてその他の申請者として申告する者もいます
(特許証/実用新案登録証の 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります このセクションで申告する申請者に加えて、追加へ	の付与請求の組織・個人) メールアドレス: 一ジにてその他の申請者として申告する者もいます
(特許証/実用新案登録証の 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります このセクションで申告する申請者に加えて、追加ペ	の付与請求の組織・個人) メールアドレス: 一ジにてその他の申請者として申告する者もいます の代理者
(特許証/実用新案登録証の 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります このセクションで申告する申請者に加えて、追加ペ	の付与請求の組織・個人) メールアドレス: 一ジにてその他の申請者として申告する者もいます の代理者
(特許証/実用新案登録証の 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話番号: 申請者は本発明の発明者でもあります □このセクションで申告する申請者に加えて、追加ペ ● 申請者の法定代理人 □申請者が委任した産業財産権代理サービス組織 □申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	の付与請求の組織・個人) メールアドレス: 一ジにてその他の申請者として申告する者もいます の代理者 代表コード:

³ 申請者/申請者の代理人が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者/申請者の代理人が規定に従った分類手数料を納付しなければなりません。

⑩ 申請者/申請者の代理人の署名

⑤ 発明者			
氏名	国籍:		
住所:			
電話番号: メールアドレス:			
□このセクションに記述された発明者に加えて、追加ページ	ジにてその他の乳	巻明者として申告	言する者もいます
⑥ 優先権の主張出願(各出願)に関する詳細	が優先日	決定の基礎とな	けます
□ ベトナムにおける初回の申請書(各申請書)に基づ く	申請書の番号	出願日	出願国
□パリ条約に基づいた申請書(各申請書)に基づく			
□他協定に基づく:			
⑦ 内容審査請求			
□ 内容審査			
⑧ 料金・手数	枚料		
料金・手数料の種類	料金かか	る対象の数	金額
□出願手数料	力学士		
(分割申請書と変更申請書の両方に適用されます)	申請書		
□方式審査料	独立請求項	の項	
□6ページ以上(7ページ目以降)を含む明細書	ページ		
□国際特許分類の手数料	類		
□優先権主張の審査手数料	通の申請	青/通の優先	
	権主張出願		
□ 申請書の審査手数料(国内段階移行にあたり補正、補足を 伴う国際出願の場合)	補正事項	Ī	
□申請書公表の手数料	申請書	申請書	
□特徴的な図面1枚以上の公表の請求(2枚目以降)	枚		
□6ページを超える(7ページ目以降の)明細書の公表請	E F		
求	ページ		
□内容審査のための情報検索手数料	独立請求項	の項	
□内容審査料	独立請求項	の項	
□6ページを超える(7ページ目以降の)明細書	ページ		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する。	、又は国家知的原	財産庁の口座に	直接納付する場
合):			

🕦 申請者/申請者の代理人の署名

⑨ 申請書に含まれる書類	 書類−	一覧の確認 (申請書を受け
		る職員向け)
最低限必要な書類:		
□ページを含む申請書 = ***********************************		
□ページを含む語の明細書		
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービス を通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する 場合)		
他の書類:		
□ページを含む語の要約書		
□ページを含むベトナム語翻訳書		
□語の委任状		
□ページを含むベトナム語翻訳書		
		申請書を受ける職員
□写し(□原本は後日提出します	П	(署名してフルネーム
□ 原本は番号の申請書と共に出願しました)		を記入してください)
□優先権を証明する書類		
□通を含む初回出願の写し		
□優先権の譲渡証明書(他者から享受した場合)		
□登録権を確認する書類(他者から享受した場合)		
□追加ページに列挙される書類があります		
申請者/申請者の代理人の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法 ことを誓約します。	律の前	方に完全に責任を負う
		<i>年月</i>
日、にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記し	てくだ	·さい)

......ページ追加があります

…番目の追加ページ

補正・補足事項	補正・	補足の説明:
		ージを使用することもできます)
□申請者の氏名		,
□申請者の住所		
□ 他の事項:		
3	他の申請者	
(1ページ	³ 目に申告した最初の申請者に力	叩えて)
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:
□この申請者は発明者でもあります		
□特許証/実用新案登録証の副本付与を	請求します	
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:
□この申請者は発明者でもあります		
□特許証/実用新案登録証の副本付与を	き請求します	
(\$)	他の発明者	
(2 ペー	ージに申告した発明者に加えて)
氏名:	玉	籍:
住所:		
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:
T 42		foto-
氏名:	<u>玉</u>)	籍:
住所:	最 老巫 口) 17517
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:
9	他の書類	
(名前、ベージ数な 	などの各種類の書類を詳細に申	告してください。)

医薬品流通の初回登録手続の遅延に関する確認申請書

拝 政1		
拝俗*	•	

A.登録事業所及び医薬品製造事業所の詳細

- 1.登録事業所
- 1.1.登録事業所の名称:
- 1.2.住所:
- 1.3.電話番号:
- 1.4.ベトナム駐在員事務所名(外国登録事業所の場合):

住所:

電話番号:

- 2.製造事業所
- 2.1.製造事業所の名称
- 2.2.住所:
- 2.3.電話番号:
- 2.4.他の製造事業所(ある場合)

B.医薬品の詳細

1.医薬品の名称:

2.登録番号:登録書類の受領日:付与日:登録番号の有効期限:

C.医薬品流通の初回登録手続の遅延期間²:

D.添付の書類

- 医薬品流通許可証の副本。
- 他の関連書類(ある場合)。

登録事業所は、申請書及び添付書類に記載された内容の正確性について確約 し、責任を負います。

> ……年……月……日 **登録事業所の法定代理人** (署名・氏名・役職を明記、押印する)

医薬品の流通権限を許可する管轄機関の名称。

 $^{^2}$ 2005年11月29日付けの知的財産法第50/2005/QH11の第131a条第2項及び第3項に従って決定され、2009年6月19日付けの法律第36/2009/QH12号、2019年6月14日日付の法律第42/2019/QH14号及び2022年6月16日日付の法律第07/2022/QH15号によって補正・補足されました。

発明特許に基づいて製造された医薬品の 初回販売承認の遅延に対する補償請求書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
·	
·:	
下記の申請者は、特許に基づいて製造された 医薬品の初回製造販売承認の遅延による補償 に関する規定の実現を請求します ²	
申請	
(組織・個人は補償を請求する特許	証明書の所有者であります)
↓ 氏名: 住所:	
1—721	番号: メールアドレス:
② 申請者の作	大理者
□申請者の法定代理人	
□申請者が委任した 産業財産権代理業務機関 □申請者が委任した別の者	代表コード:
□□中間有が安任した別の有 ■氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレ	ンス:
③ 医薬品流通許可	丁証
医薬品の名称:	七 从 #17日
■ 登録番号: 付与日: 医薬品流通の初回登録手続の遅延期間 ³ :	有効期限:
● 発明特許 発明の名称:	
保護証書の番号:	付与日:
最新の特許使用料の納付期限:	to t
医薬品の初回流通登録手続遅延期間中の特許使用料	段:
□納付済み □ 未納付 使用料を納付した場合は、以下を請求します:	
□次回の有効維持期間から差し引かれます	
□特許所有者への返金、返金の形式:	□現金 □銀行振込
【 (銀行振込をする場合、次の各項を明記してください: □ 口座番号: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 回 □ □ □ □ □ □ □	: 銀行(支店名も記載) :
1) 上海7.	致日 (人)日石 U旧戦/・
1/上面7/1	3411 (人/ロ/ロ U III 単4) ・

[「]産業財産権の国家管理機関の名称 ² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、 枠内に「×」を記入します。 ³ 2005 年 11 月 29 日付けの知的財産法第 50/2005/QH11 の第 131a 条第 2 項及び第 3 項に従って決定され、2009 年 6 月19日付けの法律第36/2009/QH12号、2019年6月14日日付の法律第42/2019/QH14号及び2022年6月16日日付 の法律第07/2022/QH15号によって補正・補足されました。

⑩申請者/申請者の代理人の署名

 ● 申請書に含まれる書類 □ページを含む申請書 □ページを含む医薬品の初回製造販売承認の遅延の確認書類 □番の委任状 □ 原本 □ 写し(□原本は後日提出します □原本は番号の申請書と共に提出しました) □ 他の書類、詳しくは: 	(申請	書類一覧の確認 <i>青書を受け付ける職員向け</i>) 申請書を受け付ける職員 <i>(署名してフルネームを記入してください)</i>
申請者/申請者の代理人の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり とを誓約します。 年 申請者/申請	<i>月.</i> 青者の代	の前に完全に責任を負うこ <i>日、にて</i> 理人の署名と氏名 <i>合は明記してください</i>)

発明使用 強制譲渡請		受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :		
下記の申請者が発明使用権 す ² 。	の譲渡強制を請求しま	
1	申請者	
	(発明使用権の譲渡を請求す	る組織・個人)
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合)	: 電話番号:	メールアドレス:
2	申請者の代理人	
□申請者の法定代理人		
□申請者が委任した産業財産権	賃代理サービス組織	代表コード:
□申請者が委任した別の方		
氏名:		
住所:		
電話番号:	メールアドレス:	
3	譲渡の対象	
発明の名称:		
保護証書の番号:		
付与日:		
4	保護証書の所有者	
氏名:		
市民カードの番号(ある場合)	: 電話番号:	メールアドレス:

⑥申請者/申請者の代理人の署名

申請書に含まれる書類	/ 	書類一覧の確認
	(甲部	<i>青書を受け付ける職員向け</i>)
□ページを含む申請書		
□ページを含む特許譲渡請求の根拠を証明する書類		
□語の委任状		
□ページを含むベトナム語翻訳書		
□原本		申請書を受け付ける職員
□写し(□原本は後日提出します		<i>(署名してフルネームを記</i> <i>入してください)</i>
□原本は番号の申請書と共に提出しました)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
□料金・手数料納付証書の写し(料金・手数料を郵送サービス又は		
管轄機関の口座に直接納付の場合)		
□他の書類、詳しくは:		
⑤ 申請者/申請者の代理人の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、	法律の	前に完全に責任を負うこと
を誓約します。 <i>年月</i>	<i>3 F</i>	
申請者/申請者		-
	かある	5場合は明記してくださ
<i>(1)</i>		

特許出願の 内容審査請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

I 	
玤 PX 1•	
] 十/日	

下記の請求者は、特許出願の内容審査を請求します2

_	
(1)	内容審査を請求される特許出願
(L)	内容番貨を請求される特許田鵬

申請書の番号:

② 内容審査の請求者

(内容の審査を請求する組織・個人)

氏名: 住所:

市民カードの番号(ある場合): 電話番号: メールアドレス:

□ 申請者 □ 第三者

3 請求者の代理者

□内容審査の請求者の法定代理人

□内容審査の請求者が委任した産業財産権代理サービス組織

代表コード:

□内容審査の請求者が委任した別の者

氏名: 住所:

電話番号: メールアドレス:

4	料金・手数料

1122	1 20011	
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
□内容審査のための情報検索の手数料	独立請求項の項	
□内容審査の手数料	独立請求項の項	
□6ページを超える(7ページ目以降の)明細書	ページ	
由彗事と納付する料金・毛粉料の総類け・		

申請書と納付する料金・手数料の総額は:

書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合):

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理者は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

⑥請求者/請求者代理人の署名

⑤ 請求書に含まれる書類	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)
□ページを含む申請書	(甲硝青で気り割りの槭貝門り)
□語の委任状	
□原本	□ 申請書を受け付ける 職員
□写し (□原本は後日提出します	□ (署名してフルネー
□原本は番号の申請書と共に出願しました)	<i>」 ムを記入してくださ</i> □ <i>い)</i>
□ページを含むベトナム語翻訳書	
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)	
6 請求者/請求者代理人の確約	
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律とを誓約します。 年月… 請求者/請求者の代 (役職と押印がある場合	<i>日、にて</i> は理人の署名と氏名

様式第06号

	回路配置登	録申請書		((申請書を受	受領印 たけ付ける職員向け)
拝啓 ¹ :						
		D検討、また半導 Fを請求します ²	体集積			
1	回路配置に征	逆って作製した半導	体集積回路	路の説明		
名称/記号:			回路配	置の作成日	:	
			初回の	商業的利用	:	
				て(国の名詞	前)	日付:
□国家予算を使用した科学技術業務の結果です 科学技術業務の管理機関の名称: 科学技術業務の名称: 科学技術業務のコード:						
分類:						
(1) 機能	□メモリー	□ロジック機能	□他の村	幾能:		
(2) 構成	□両極	$\square MOS$	□Bi-M	OS		
	□光電子		□他の村	構成		
(3) 技術	□TTL	□DTL	□ECL		□ITL	□CMOS
	□NMOS	□PMOS	□他の打	支術:		
概要説明(市場	にある他の半	導体集積回路と区	別できる	特徴):		
2			申請者			
氏名:		(回路配置登録証明	目書の付与	-請求の組織	• 個人)	
戊石 . 住所 :						
市民カードの智	番号 (ある場合	会):	電話番号	<u> </u>		メールアドレス:
		者でもあります	\ 	ジリー・フ	0 W 0 H =	ませしょ~中生トフザル、
□ このセクショ ます	ョンで甲告する	5申請者に加えて、	追加へ	ーシにてそ	の他の申討	青者として申告する者もい
3		申請	情者の代理	退人		
□申請者の法定 □申請者が委任 □申請者が委任	Eした産業財産	雀権代理サービス 糸	且織			代表コード:
氏名: 住所: 電話番号:		メールア	アドレス	:		

(7)	申請者	/申請者	の代理	人の	署名
-----	-----	------	-----	----	----

¹産業財産権の国家管理機関の名称 ²この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」 を記入します。

④ 発明者		
氏名: 国籍	等:	
住所:		
市民カードの番号(ある場合): 電話番号:	メールアドレス:	
□このセクションに記述された発明者に加えて、追加ページにてその他	の発明者として甲告する	者もいます
⑤ 料金・手数料	,	
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
□出願の手数料	申請書	
□出願審査料	申請書	
□申請書公表の手数料	申請書	
□図面1枚以上の申請書(2枚目以降)	枚	
申請書と納付する料金・手数料の総額は:		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知合):	1的財産庁の口座に直接網	付する場
® 申請書に含まれる書類	書類一覧の確	認
最低限必要な書類: □ページを含む申請書	(申請書を受け付ける	職員向け)
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通		
して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		
他の書類:		
□ページ× 部数を含む写真セット又は回路配置図		
□つを含む集積回路見本		
□ページ×通を含む明細書	□ 申請書を受け	付ける職員
□語の委任状	□ (署名してフ)	ルネームを
□原本	ショスルでくえ	
□写し(□原本は後日提出します		
□原本は番号の申請書と出願しました)		
□ページを含むベトナム語翻訳書		
□登録権を確認する書類(他人から享受した場合)		
□ 追加ページに列挙される書類があります		
秘密保持を求められる資料:		
② 申請者の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律 約します。	はの前に完全に責任を負う	ことを誓
	月	
)代理人の署名と氏名	
	が経れる場合は、明記してく。	だもいし
(1文4成で1中日1/)・(める場合は、別記し(〜	12011

......ページ追加があります

…番目の追加ページ

2	(1ページ目に月	他の申請者 申告した最初の申請者に加えて	-)
氏名:		F ロ した 取例の 中間名 (C/m た (.)
住所:			
市民カードの番号(ある場合)	:	電話番号:	メールアドレス:
□ 申請者が回路配置の発明者で□ 半導体集積回路配置登録証	_ ,	与を請求します	
氏名:			
住所:			
市民カードの番号(ある場合)	:	電話番号:	メールアドレス:
□ 申請者が回路配置の発明者で□ 半導体集積回路配置登録証		与を請求します	
4	(2ページに	他の発明者 申告した発明者に加えて)	
氏名:	` .	国籍:	
住所:			
市民カードの番号(ある場合)	:	電話番号:	メールアドレス:
氏名:		国籍:	
住所:			
市民カードの番号(ある場合)	:	電話番号:	メールアドレス:
⑥ (冬種	新の書籍の詳細	他の書類 『を申告する: 名前、ページ数』	ラ <i>レ</i>)
(<i>II 1</i> I			£ C)

追加ページが…枚あります

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

工業意匠登録申請書	(申請書)	受領印 を受け付ける職員	見向け)
中明官	(/ #/3 ==		<i>(, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </i>
拝啓 ¹ :			
て訂の由注本は、由注書の検討、よれて光辛に味かのは			
下記の申請者は、申請書の検討、また工業意匠特許の付与を請求します ² (□ 紙媒体)			
□分割出願:本申請書は番号の申請書から分割されました		願日:	
□工業意匠は、国家予算を使用した科学技術業務の結果で	す。		
科学技術業務の管理機関の名称:			
科学技術業務の名称: 科学技術業績	务のコード:		
①工業意匠の名称:	工業意匠の国際分	·類 ³	
工業意匠が使用さ	れる分野		
② 申請者			
(工業意匠特許の付与請	求の組織・個人)		
氏名:			
住所:			
市民カードの番号(ある場合): 電話番号:	メール	アドレス:	
□申請者は工業意匠の発明者でもあります。			
□このセクションで申告する申請者に加えて、追加ページ	にてその他の申請	者として申告する	5者もいます
3 申請者の代理人			
□申請者の法定代理人		//> 15	٥.
□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織		代表コード	· :
□申請者が委任した別の方			
氏名:			
住所:			
電話番号: メールアドレス:			
④ 発明者			
氏名:	国籍:		
住所:		_	
市民カードの番号(ある場合): 電話番号:			
□このセクションに記述された発明者に加えて、追加ペー	ジにてその他の発 ^し	明者として申告す	「る者もいます
⑤ 優先権の主張		出願)に関する	
□ベトナムにおける初回の申請書(各申請書)に基づく	愛先日を 申請書の番号	決定の基礎となり │ 出願日	出願国
□ハトノムにねりる切凹の甲胡青(仕甲胡青)に基づく □パリ条約に其づいた由詩書(久由詩書)に其づく	中明首の笛グ		山原巴

□他の協定に基づく:

8 由諸老/	 申請者の代理人の署名	<u> </u>		
●中間1/	中明日の「八生八の日本	1		

¹産業財産権の国家管理機関の名称 ²この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。 ³申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁 が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付しなければなりません。

□ 後日公開の請求4	後期公開時期:申	∃請日から	力月後
⑥料金・手数	数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の	の数	金額
□出願の手数料	申請書		
□工業意匠に係る国際分類料金	類		
□優先権主張の審査手数料	通の申請/ 張出願	通の優先権国	È
□出願審査のための情報検索手数料	つのバリエー (一つの商品にM		
□出願審査料	つのバリエー (一つの商品に原	ション	
申請書公表の手数料	申請書		
□図面 1 枚以上の申請書(2 枚目以降)	枚		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付合):	けする、又は国家知的財	産庁の口座り	こ直接納付する場
② 申請書に含まれる書類 最低限必要な書類: □ページを含む申請書 □ページを含む語の明細書 □枚 X部数の写真・図面 セット □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する他の書類: □語の委任状 □ページを含むベトナム語翻訳書 □原本 □写し(□原本は後日提出します □原本は番号の申請書と出願しま □優先権を証明する書類: □通を含む原出願の写し □優先権の譲渡証明書(他人から享受した場合) □登録権を確認する書類(他人から享受した場合) □追加ページに列挙される書類があります	5場合)	(申請書を	百一覧の確認 <i>・受け付ける職員向け</i> け) 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを 記入してください)
● 申請者の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直か約します。	<i>年</i> 申請者/申詞	… <i>月日、</i> 請者の代理 <i>月</i>	

ページ追加があります

⁴出願は後日公開される場合がありますが、出願日から7か月以内には公開される必要がある。

番目の追加ページ

② (1ページ目に	他の申請者 (1ページ目に申告した最初の申請者に加えて)				
氏名:					
住所:					
市民カードの番号(ある場合): □申請者が工業意匠の発明者でもあります □工業意匠特許の副本付与を請求します	電話番号:	メールアドレス:			
氏名:					
住所:					
市民カードの番号(ある場合): □申請者が工業意匠の発明者でもあります □工業意匠特許の副本付与を請求します	電話番号:	メールアドレス:			
	他の発明者	han 's and '			
(1ページ	に申告した発明者に	加えて)			
氏名:		国籍:			
住所:					
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:			
氏名:		国籍:			
住所:					
市民カードの番号(ある場合):	電話番号:	メールアドレス:			
Ø	他の書類				
(名前、ページ数などの	各種類の書類を詳細に	こ申告してください。)			
		ページ追加があります			

⑧ 申請者/申請者の代理人の署名

益博 奖組			受領印 け付ける職員向け)
商標登録		(甲酮青色文)) (1) () (2) (戦負(円())
申請書			
拝啓 ¹ :			
71 11			
下記の申請者は、申請書の検討、また商標	登録証		
の付与を請求します ² (□紙媒体)			
□分割出願:本申請書は番号の申請書から分割	されまし	た。	出願日:
① 商標			
商標の見本			
	A ME	1 社 1、6 才压 6 在 273	
		录請求の商標の種類 ³	<u>:</u>
		団体商標	
		E明商標 F商標	
		T体商標	
		商標の	<u>説明</u> :
	色:		
	⇒V H	-	
	説明	月:	
申請 (本無水母素の) (大		7 40 6th /m ()	
(商標登録証の付与	- を請求す	る組織・個人)	
氏名:			
住所:			
市民カードの番号(ある場合): 電	話番号:	メール	アドレス:
□このセクションで申告する申請者に加えて、追	加ペーシ	ぶにてその他の申請者	として申告する者もい
ます			
	∞ /Δπ□ !		
(3) 申請者 □申請者の法定代理人	の代理人		
□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	戈		代表コード:
□申請者が委任した別の方			1 1 2

氏名: 住所:

電話番号:

メールアドレス:

⑨申請者/申請者の代理人の署名

 ¹産業財産権の国家管理機関の名称
 2この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。
 3登録商標がこれらの場合に該当しない場合、チェックの必要がありません。

④優先権の主張	出願(各出願)に関する参照が優先日決定の基礎となります			
□ベトナムにおける初回の申請書(各申請書)に基づく □ パリ条約に基づいた申請書(各申請書)に基づく □他協定に基づく:	申請書の番号		出願日	出願国
⑤	料金・手数料			
料金・手数料の種類		料金	金かかる対象の数	金額
□出願の手数料		申請書		
□ 商標の国際分類の手数料		つのグループ		
□ 各グループには 6 つ以上の商品/サービスがあります (7 番目の商品/サービス以降)		つの商品/サービス		
□優先権主張の審査手数料		通の申請/通の 優先権主張出願		
□申請書公表の手数料		申請書		
□出願審査のための情報検索手数料		つのグループ		
□ 各グループには 6 つ以上の商品/サービスがあります (7 番目の商品/サービス以降)		つの商品/サービス		
□出願審査料		つのグループ		
□ 各グループには 6 つ以上の商品/サービスがあります (7 番目の商品/サービス以降)		つの商品/サービス		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:				
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通 る場合):	して納付する、	 又は	国家知的財産庁の口	1座に直接納付す

⑨ 申請者/申請者の代理人の署名と氏名

⑥ 申請書に含まれる書類		書類一覧の確認
	(申請書	学を受け付ける職員向け)
最低限必要な書類:		
□ページを含む申請書(商標を付した商品、サービスのリストがある)		
□つの見本を含む商標の見本		
□料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		
他の書類:		
□語の委任状		
□原本		
□写し (□原本は後日提出します		
□原本は番号の申請書と出願しました)		
□ページを含むベトナム語翻訳書		
□特殊な標識(象徴、旗、バッジ、印など)の使用許可を確認する書類 (ページを含む)		
□商標登録権の確認書類		
□他人から登録権を享受した確認書類		
□ページを含む団体商標・証明商標の使用規定		
□優先権を証明する書類		申請書を受け付ける職員
□通を含む初回出願の写し		(署名してフルネームを
□通を含むベトナム語翻訳書		記入してください)
□優先権の譲渡証明書		
□地理的領域の地図		
□地元の特産品の地理的起源を示す地名又はその他の標識の使用を 許可する省・中央政府直属の市人民委員会の文書		
□追加ページに列挙される書類があります		

Ø	商標を付した商品、サービスの一覧と分類 ⁴
`	サービスの国際分類に従って、各グループを順番に記録し;グループ内 を使用し;各グループの最後に、そのグループ内の商品/サービスの総 数を記録してください)
□ 地理的起源:	宮商品/サービスの特徴の概要説明 (証明商標用)
□品質:	
□他の特徴:	
9	申請者の確約
私は、上記の申請書に含まれ ことを誓約します。	る全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負う 年月日、にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は、明記してください)

......ページ追加があります

⁴ 申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付なければなりません。

.....番号の追加ページ

2	他の申請者	
	(1ページ目に申告した最初の申請者	たに加えて)
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合) □ 商標登録証の副本付与を請求		メールアドレス:
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合) □ 商標登録証の副本付与を請求 氏名:		メールアドレス:
住所:		
市民カードの番号(ある場合) □ 商標登録証の副本付与を請求 氏名:		メールアドレス:
住所:		
市民カードの番号(ある場合) □ 商標登録証の副本付与を請求		メールアドレス:
6	他の書類	
<i>(各</i> :	種類の書類の詳細を申告する: 名前、	ページ数など)

.....ページ追加があります

⑨ 申請者/申請者の代理人の署名と氏名

地理的表示登録申請書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	(TINECXUNU VIMENU)
下記の申請者は、申請書の検討、また地理的表登録証明書の付与を請求します ² (□紙媒体)	表示
①	
地理的表示	
地理的表示	<u>メモ</u>
	□ 地理的表示は原産国で保護されています。 具体的には: 登録番号: 日付: 国: □ 地理的表示はまだ登録されていません
(地理的表示教科和思考の	
(地理的表示登録証明書の作 氏名: 住所: 市民カードの番号(ある場合): 電話者	
申請者の	代理人
□申請者の法定代理人□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織□申請者が委任した別の者氏名:住所:電話番号:	代表コード:
④ 地理的表示管理機関	· ·
氏名:	
住所: 電話番号: メールアドレ	ス:

⑧申請者/申請者の代理人の署名

[「]産業財産権の国家管理機関の名称 ²この申請書において、申請者又は申請者の代理者は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に □「×」を記入します。

⑤ 地理的表示を付した製品			
製品の名称:			
製品の特殊的な性質・品質、又は・及び名声の概要	:		
⑥ 料金・手	数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対	象の数	金額
□出願の手数料	申請書		
□申請書公表の手数料	申請書		
□出願審査のための情報検索手数料	申請書		
□出願審査料	申請書		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納	付する、又は国家	知的財產戶	〒の口座に直接納付す
る場合):			
⑦ 申請書に含まれる書類		書類一覧	
最低限必要な書類:		(申請書	を受け付ける職員向け)
□ページ X通を含申請書 □ページを含む製品の特殊的性質の明細書			
□料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を垂	『便サービスを通		
して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付	付する場合)		
他の書類:			申請書を受け付ける職員
□ページ X通を含む地理地域の地図			(署名してフルネームを記
□ 地理的表示が原産国で保護されている証明書 ページを含む			<i>入してください)</i>
ページを含む ページを含むベトナム語翻訳書			
□語の委任状			
□ページを含むベトナム語翻訳書			
□原本 □写し(□原本は後日提出します			
□原本は番号の申請書と共に出願	しました)		
□ 追加ページに列挙される書類があります			
8 申請者/申請者代理人の確約	**************************************	./t. 6.2/0	占人)こま<i>はき</i> タ フェン
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直か を誓約します。	つ具実であり、法	(律の前に	完全に責任を負うこと
	<i>年</i> 日	Ħ	l- T
<i>年月日、にて</i> 申請者/申請者の代理人の署名と氏名			
中調有/中調有の八连八の者名と以名 <i>(役職と押印がある場合は、明記してください)</i>			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(仅例C1TPPMのの場合は、別記し(\//こと))			

.....ページ追加があります

...*番目の追加ページ*

(各種類の書類の評細を申告する: 名前、ベージ数など)	7	他の書類	
		(各種類の書類の詳細を申告する: 名前、ページ数など)	
		0 NY 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

⑧申請者/申請者の代理人の署名

第Ⅱ部 申請書に関する要件

I. 共通の要件

申請者は、申請書の適切な箇所に必要な情報をすべて記入する必要がある。

II. 発明登録申請書

申請書の「国際特許分類」項目に、申請者は、産業財産権に関する国家管理庁が産業財産権官報に掲載される最新の国際特許分類(国際特許分類に関するストラスブール協定に基づく)に従って保護を必要とする技術的解決策の分類インデックスを記載する必要がある(セクション、クラス、サブクラス、グループ(メイングループまたはサブグループ)を含む完全な分類)。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付なければならない。

III. 回路配置登録申請書

申請者が情報の秘密保持を請求する場合、申請書に秘密保持請求の文書を明記する必要がある。 秘密保持請求の文書は、この付属書の第IV部第3項目第5項に指定された要件を満たすことが 求められる。

IV. 工業意匠登録申請書

- 1. 他の項目に加えて、申請書には、工業意匠の国際分類(工業意匠の国際分類に関するロカルノ協定に基づく)に従って、保護を求める工業意匠の国際分類インデックスを記載すること。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家知的財産庁が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付なければならない。
- 2. 申請書には、工業意匠が使用される分野を記載しなければならない: 工業意匠を含む商品の使用される具体的な分野であり、商品の使用目的、 使用価値及び機能が明確に示されること。
- 3. 申請書には、工業意匠の名称が必要である。工業意匠の名称は、その工業意匠を含む商品の名称であり、一般的な言葉で簡潔に表現されており、 広告的な性質を持たず、記号、メモ、又は商業的な指示は含まれない。
- 4. 保護請求を必要とする対象を一貫して正確に表現する工業意匠の 4 セットの写真や 4 セットの図が添付されることが求められる。それらの写真や図は、フレームなしで A4 サイズの用紙に印刷や貼り付けをされる必要がある。

V. 商標登録出願

- 1. 申請書の「登録請求の商標の種類」の項目には、申請者は、登録請求の商標の種類を明確に指定する必要がある(団体商標、証明商標、音商標、立体商標)。
- 2. 「商標の見本」の項目には、この付属書のIV部VIII項目の商標見本の

規定に従った見本が必要である。

- 3. 「商標の説明」項目には、申請者は、以下の規定に沿って文字で商標 を説明することが必要である。
- a) 色の商標保護申請の場合は、明確にその要求及び商標の色の名前を 示すこと;
- b) 商標が多数の要素で構成される場合は、各構成要素とそれらの要素 の組み合わせを明確に示すこと;図が含む商標の場合には、図の内容及び 意味を明確に示すこと;
- c) 商標にベトナム語ではない文字や単語が含まれている場合には、その発音(ベトナム語に音訳)を明記し、かつ、それらの文字や単語に意味がある場合は、ベトナム語に翻訳すること。
- d) 商標にアラビア数字又はローマ数字以外の数字が含まれている場合は、アラビア数字に翻訳すること;
- e) 音商標の場合、申請者は、登録する商標の作成のための音響記号について、詳細かつ完全に説明すること(どのような楽器の音であるか、歌詞が含まれているかなど)この説明は、申請書と共に申請される書類に記載される場合もある;
- f)「商標使用の商品、サービスのリストと分類」項目に、申請者は、産業財産権に関する国家管理庁が産業財産権官報に掲載されるニース協定に基づく商品・サービスの国際分類に従って分類しなければならない。申請者が自己分類しなかった場合、又は誤って分類した場合は、国家産業財産権管理機関が分類し、申請者が規定に従った分類料を納付なければならない。
- g) 証明商標について、「認定される商品/サービスの特徴の概要説明」の項目には、申告者は、商標によって認定される商品/サービスの特徴を簡潔に説明すること(商標使用の商品やサービスの原産地、原材料、材質、商品の製造方法、サービスの提供方法、品質、精度、安全性またはその他の特徴);
- h) 申請書には、同一の商標サンプルを 5 個添付しなければならない。

VI. 地理的表示の登録申請書

地理的表示が文字ではない場合は、申請書には、80mm x 80mm 以下、20mm x 20mm 以上の同一の地理的表示サンプルを5個添付すること。

第Ⅲ部

書類の形式についての共通の要件 申請書と共に提出する書類

- 1. 申請書の全ての書類は、A4 用紙 (210mm x 297mm) の片面にて縦方向で提出する必要がある (図面、図、表のみ横方向に提示できる)。しかし、地理的領域の地図の場合は、A3 用紙 (420mmx 297mm) にて提出できる。四方のマージン幅 が 20mm、フォントが Times New Roman、サイズ が13 以上という形にすること。ただし、申請書の記入を目的としない出典のある補助的な資料を除く。
- 2. 写真セット、工業意匠の図面を除き、全ての書類の種類ごとに、複数のページが含まれる場合、各ページにアラビア数字でページ番号を記入する必要がある。
- 3. 書類は、修正及び消去無しに、明確かつ明瞭に、褪せ難いインクで、タイプ、又は印刷することが求められる。2 ページ以上の書類は、書類発行機関や申請者の割印が必要である(ある場合)。産業財産権に関する国家管理機関に提出された書類に軽微なスペルの誤りが発見された場合、申請者はその誤りを補正することができるが、補正箇所には、補正確認のため署名(かつ押印(ある場合))しなければならない。
- 4. 申請書で使用される用語は一貫性がある通用の用語でなければならない (地方の方言、希有な言葉、自作の言葉を使用しない)。申請書で使用 される記号、測量単位、電子フォント、スペル規則はベトナムの標準に 従う必要がある。
- 5. 様式に従って作成する必要がある文書については、その様式を使用することが必須である。

第IV部

特定の文書に対する個別の要件

I. 特許明細書

- 1. 特許明細書には、発明を説明するための図面(必要な場合)が含まれる場合がある。説明は次の規定に準拠する必要がある。
 - a) 特許明細書の説明は保護請求の技術的解決策の本質を完全に明らかにする必要がある。説明には、それに基づいて、当該技術分野の平均的水準の知識を有する者がその解決を実現することができる程度に十分な情報が含まれている必要がある。技術的解決策の新規性、創造性のレベル及び産業上の利用可能性を明確にする必要がある(付与請求される保護証書が発明特許である場合)。技術的解決策の新規性、及び産業上の利用可能性を明確にする必要がある(付与請求される保護証書が実用新案特許である場合)。
 - b) 説明には、以下の内容を順序通りに含める必要がある:
 - ・ 発明の名称:対象又は複数の対象や全ての対象を簡潔に示すこと (以下に「対象」と呼ばれる)。発明の名称は、簡潔及び正確を 求められる、かつ、誇大や広告を目的とすることではない。
 - ・ 発明の使用分野: 対象として使用される、又は関連する分野。発明が複数の分野で使用される、又は関連する場合、それらの全ての分野を示す必要がある。上記の分野は、発明分類の結果と一致している必要がある。
 - ・ 発明の技術的状況:出願時の発明の使用分野における技術的状況 (既知の類似物) (ある場合))。発明の技術的状況に関する情報がない場合は、その旨を明確に記載する必要がある。
 - ・ 発明の目的:発明が達成すべき目的、または発明が解決すべき課題(課題)を明確に記載する必要がある (例えば、発明の技術的状況のセクションで指摘された技術的解決策の欠点や制限を克服するため)。発明の目的や課題は、客観的・具体的に表示され、誇大・広告の目的とすることない。
 - ・ 発明の技術的本質: 保護を必要とする対象の本質。次の内容を明確に記載する必要がある: 解決すべき技術的課題 (発明の目的); 保護の請求の対象を構成する技術的標識 (特徴)、すなわち発明の目的を達成するための解決策を構成する技術的標識 (特徴) (基本技術的標識と呼ばれる)、かつ、既知の同様の技術的解決策と比較して新規の技術的標識 (特徴); 技術的状況と比較して

達成できる利点(有効性)(ある場合)、この内容は、b9で規定されるように別途説明される。

- ・ 添付図面(ある場合)の簡潔な説明:
- ・ 発明実現案の詳細な説明:当該技術分野の平均的水準の知識を有する者が発明を実現できる程度に、発明実現するための 一つ又はいくつかの案を詳細に説明すること;
- ・ 発明実現の例(ある場合):一つ又はいくつかの特定の発明実施 案。発明が定量的な標識によって特徴づけられる場合には、その 標識の具体的な値を示さなければならず、定量化できない場合に は、その標識の明確な状態を示さなければならない。さらに、当 該対象が達成できる機能及び目的に関する具体的な結果が必要で ある。
- ・ 達成できる可能性がある利点(有効性)(ある場合、かつ、発明の技術的本質に記載されていない場合):生産性、品質、精度、または効率の向上、かつ、エネルギー消費と原材料の節約、かつ、取り扱い、操作、管理、又は使用を簡素化したり利便性を高めたりすること、かつ、環境汚染の克服などの形で表すことができる。実験データの統計結果を参考にして利益(効果)が得られる場合には、申請者は必要な条件や実験方法を提供する必要がある。
- c) 発明保護範囲(以下では「保護範囲」や「保護請求」と呼ばれる):

保護の範囲(請求項)は、説明書と図面に従って簡潔かつ明確に提示され、保護請求の対象(以下「対象」と呼ばれる)の新たな標識を含め、以下の規定に準拠する必要がある:

- ・ 保護範囲(請求項)は、説明書に完全に表示され、対象を確定するため、かつ目的を達するため、かつ既知の対象との区別をする ため必要かつ十分な基本技術的標識が含まれること。
- ・ 保護範囲(請求項)内の技術的標識は、明確かつ正確であり、対応する技術分野で受け入れられるものであること。保護範囲(請求項)で使用される用語は、明確であり、説明で使用される用語と一致すること。
- ・ 保護範囲(請求項)は、塩基配列やアミノ酸配列、回折図、ワークフロー図など言葉による表示が不可能な部分への参照の場合を 除き、明細書及び図面を参照してはならない;
- ・ 出願に保護範囲(請求項)を示す図面がある場合、保護範囲(請求項)に記載されている標識には参照番号を付けることがでるが、

- カッコ内に入れる必要がある。これらの参照番号は、保護の範囲 (請求項) を制限するものとはみなされない。
- ・保護範囲(請求項)は、二つの構成で表示すべきである(ただし、 義務ではない):「限界部分」と「相違部分」、そのうち:「限 界部分」は、対象の名称及び最新の既知の対象の特徴と重なる対 象の名称及び特徴を網羅し、かつ「~で異なる」、「~で特徴付 けられる」、又はこれらに相当する表現で「相違部分」に繋がれ る。「相違部分」は、最新の既知の対象と異なった対象の特徴を 網羅し、「限界部分」の特徴と併せて、保護請求の対象を構成す る。
- ・保護範囲(請求項)は、一つ又は複数の項を含む。複数の項を含む保護範囲(請求項)は、最初の項(いわゆる独立項)と独立項を具体化する継続項(各項)(いわゆる従属項)で保護請求の対象を表示する;又は複数の独立項で、それぞれの独立項がグループ内の保護請求対象の一つを表示し、それぞれの独立項が従属項(各項)を有することで、保護請求の対象グループを表示するのに、使用することができる。一つの保護請求項は、保護請求する一つの対象のみに言及し、単一の文で表現する必要がある。
- ・ 保護範囲(請求項)の各項は、アラビア数字で順次に番号を付けられ、点で終わる。
- ・ 複数の対象を表示するのに使用する複数項の保護範囲(請求項) は、下記の要件を満たさなければならない:相互に異なる対象を 表現する独立項は、他の保護範囲(請求項)を援用してはならな い。ただし、その援用によりその他の項の内容全部の繰り返しを 回避することができる場合を除く;従属項は、それが従属する独 立項の直後に表示されなければならない。
- 2. バイオテクノロジーに関連する特許出願の場合、上記の第 1 項で指定 された発明の説明の共通要件に加えて、出願は次の要件を満たすこと が必要である:
 - a) 遺伝子配列又は遺伝子配列の一部に関する発明登録申請書については、明細書に世界知的所有権機関が規定する基準(発明登録申請書に塩基配列及びアミノ酸配列のリストを表示する基準)に基づく遺伝子リストを含めなければならない。配列リストは別のセクションに示され、明細書の最後に置かれる。
 - b) 国家知的財産庁は、通用の電子手段で読み取れる電子情報媒体 (フロッピーディスク、光学ディスクなど) の提出を申請者に請

求することができる。その媒体には、明細部分に記入するリスト と同一の塩基配列及びアミノ酸配列を記録する。

- c) 生物材料、又はそれに関連する発明であって、記述が不可能、又はバイオテクノロジーに関する平均的水準の知識を有する者が実施可能な程度で記述することができない場合、下記の要件を満たす場合に限り十分な開示であるとみなされる。
 - ・ 提出した生物材料の見本は、出願日以前に、法律の規定する 政府管轄機関に寄託されている;
 - ・ 明細部分には、申請者の得た生物材料の特性に関する必要情報を明確に開示している。
 - ・申請書には、生物材料の寄託機関、当該寄託機関により付与された生物材料の見本の受託番号が明記され、その情報を証明する資料は、優先日から 16 か月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い日に国家知的財産庁に提出しなければならない。PCT条約(特許協力条約)の実施に関する規則に規定する場合を除く。
- d) 申請者が生物材料の寄託者でない場合、申請書には、寄託者の名前及び住所を明記し、生物材料の合法な使用の認証資料は、優先日から 16 か月又は早期公開請求書の提出日のいずれかより早い期日で、国家知的財産庁に提出しなければならない。PCT 条約 (特許協力条約)の実施に関する規則に規定する場合を除く。
- 3. 医薬品に関する発明登録申請書については、上記の第1項に規定する 特許明細書に係る共通要件の他に、少なくとも下記の情報を含む医薬 品の臨床試験の結果及び/又は薬理作用を記述なければならない:
 - a) 使用される物質・化合物;
 - b) 使用される試験方法(システム);
 - c) 試験結果;
 - d) 試験での薬理作用に関する結果と、病気の予防、診断、及び治療 における当該医薬品の実際的な利用との相関関係。

II. 発明要約書

発明要約書は、保護請求の発明について、簡潔に(150 語以内で)表示するのに利用するものである。要約書は、情報伝達のための技術的解決の本質の主要な内容を表す。要約書には、代表的な図面又は公式を含めることができる。全ての代表的な図面又は公式(ある場合)は、A4 用紙の半分以内に明確に表示されること。

III. 回路配置の写真、図面

1. 回路配置の写真又は図面は、唯一の回路配置を判定できるような 回路の要素の空間的な構造及び半導体集積回路におけるそれらの接続を 適切に表示しなければならない。

上記の目的として、回路配置の写真又は図面は、この項目の第2項、第3項及び第4項に規定する要件を満たさなければならない。

- 2. 回路配置の写真・図面は、下記の三種類の資料のうちいずれかを含まなければならない:
 - a) 集積回路の各層に係るコンピュータによる回路配置図面:
 - b) 集積回路の各層を製造するための彫刻光学マスクの図面又は写真。
 - c)集積回路に組み込まれた回路配置の各層の写真。
- 3. 回路配置の写真・図面は、紙媒体で提出され、かつその回路配置の写真・図面の一部又は全部の電子データを保有する物件である補助的な資料を添付することができる。
- 4. 回路配置の写真/図面の形式
 - a) 回路配置の写真・図面は、回路配置層別に係る個別の複数の写真・図面(又はそれらの組み合わせ)から構成され、各層の記号、 集積回路のサイズ、及び拡大図を添付する;
 - b) 全ての回路配置の写真・図面は、同じ縮尺でなければならない。 紙媒体の資料の場合、回路配置のそれぞれの写真・図面は、目視 で基本回路設計が見えるように、実際のサイズの 20 倍に拡大され るものでなければならない。
 - c) 回路配置のそれぞれの写真・図面は、用紙 A4 サイズ、又は A4 サイズに畳ま れるそれ以外のサイズで表示することができる。
 - d) 回路配置の写真・図面は、明瞭で明確に描かなければならない。
- 5. 秘密保持を求められる資料

秘密情報を含む資料は、秘密資料パッケージに個別で形成され、かつ下記の方式で提出する ことができる:

- a) コンピュータによる図面の設計のサイズ表示資料に係るマイクロフィルム又はその類似形態。
- b) 電子データ。
- c) 不可視部分のある図面又は写真。ただし回路配置の特徴が基本的 に可視でなければならない。

商業的に未利用である回路配置が許容される最大の秘密保持程度は、各層の表面の50%であり;商業的に利用されている回路配置の場合:上部から5層のそれぞれから2層である。

IV. 回路配置に基づいて製造される集積回路見本

1. 提出すべき見本は、申請書に記述した回路配置に完全に合致する集積 回路の全部又は一部である。回路配置に基づいて製造される集積回路

が製品の分割 不可能な部分である場合には、その回路配置に基づいて製造される集積回路 の部分を正確に表示する資料を当該製品に添付して提出しなければならない。

2. 回路配置が出願日の前に世界のどこかで商業的に利用されている場合 には、 申請者は、商業的に利用された見本を提出しなければならな い。

V. 回路配置に基づいて製造される半導体集積回路の明細書

明細書には、保護請求の回路配置に基づいて製造される半導体集積回路について、下記の詳細情報を記載しなければならない。

- 1. 名称・記号:市場に流通する際に、他の集積回路と識別するために使用する文字及び・又は数字の組み合わせ。
- 2. 集積回路の基本的な機能についての記述(例:メモリー、ロジック機能、又はその他の機能)。
- 3. 集積回路の基本的な構造についての記述(例:両極、MOS、Bi-MOS、光電子、又はその他の構造)。
- 4. 集積回路製造技術についての記述(例:TTL、又はDTL、又はECL、又はITL、又はCMOS、又はNMOS、又はPMOSの技術、又はその他の技術)。
- 5. 申請書の出願日又は世界で最初の商業的利用時点のいずれか早い時点において、市場で他の半導体集積回路と識別するための主要な特徴の記述。

VI. 工業意匠明細書

工業意匠明細書は、下記の内容を含むことが必要である:

- 1. 下記の方法に従って、写真セット、図面セットの意匠の特徴と一致して、工業意匠の本質を表す基本的な意匠の特徴を完全に記述する:
 - a) 保護請求の工業意匠の意匠的特徴は、以下の順序で記述されなければならない:輪郭、線の特徴、輪郭及び·又は線の特徴間の相関、 色彩特徴(もしあれば)。
 - b) 使用状態が異なる製品の場合(例:蓋がある、又は畳める製品など)に、相違形態における製品の工業意匠を記述しなければならない。
 - c) 工業意匠が複数のバリエーションで構成される場合、基本となる バリエーションの顕著な特徴を残りのバリエーションとの比較に おいて明示しなければならない。
 - d) 工業意匠が製品セットの意匠である場合には、そのセットの製品 別の意匠を記述しなければならない。

- 2. 最も類似する工業意匠:申請書に記載する同一の製品にかかる工業意 匠と最も相違点が少なく、出願日又は優先日(当該申請書が優先権主 張を含む場合)以前に広く知られていた工業意匠を明示する。その際、 最も類似する当該工業意匠を開示する情報源を指摘する。
- 3. 写真又は図面のリスト:工業意匠の写真、立体図面、参照図面、断面図などを写真、図面の記入順に列挙する。

VII. 工業意匠の写真セット、図面セット

- 1. 写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない;図面は、実線で表示しなければならない;写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対照をなすものでなければならない。写真又は図面には、第7条と第8条に記述される場合を除き、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない(その他の製品を添付しない)。断面図、拡大画像、開・閉状態を表示する簡潔かつ必要な参照を除き、技術的図面又は工業意匠の参照が含まれない。
- 2. 写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。 写真又 は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくては ならず、190mm x 277mm より大きくてはならない。
- 3. 写真又は図面は、決められた方向から、以下の順序で工業意匠を表示しなければならない:工業意匠の立体図、前側、裏側、右側、左側、上側、下側からの参照図;参照図は、正面で表示されなければならない。
- 4. 写真又は投影図が既存しているのと同一又は対称であり、寸法や重量が大きい製品の底面の写真又は投影図、また厚さが薄すぎる工業意匠の表面の写真又は投影図は、申請書に含める必要はない。ただし、そのことを明細書の写真・図面のリストに明記にしなければならない。
- 5. 平面展開可能な工業意匠(例:箱、包装など)の場合には、工業意匠 の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替するこ とができる。
- 6. 工業意匠の複雑さに応じて、工業意匠の本質及び特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、断面図、拡大図、部分の断面、製品の組立部品の写真又は図面、最終製品上の部品の使用を示す写真または図面などが必要となる可能性がある(その部品の工業意匠の産業財産権を確立するためではない)。
- 7. 複合製品の工業意匠については、各部品の写真・図面が提供される場合があるが、これは説明のみを目的をしており、その部品の工業意匠の産業財産権を確立するために使用されるものではない。

- 8. 各写真又は図面は、選択された同じ使用状態における工業意匠を示す 必要がある。 工業意匠の性質を明確にするために、他の状態を示す写 真又は図面が提供される場合がある。
- 9. 複数のバリエーションがある申請書である場合、基本的なバリエーションは最初に表示しなければならない。工業意匠の各バリエーションは、この項目の規定に従って完全な写真・図面セットと共に提示される必要がある。対応するバリエーションの順序と、そのバリエーション内の写真・図面の順序を示すために、写真と図面には番号を付ける必要がある。
- 10.製品セットの場合は、この項目の規定に従い、製品セット全体の斜視図と、そのセット内の各製品の写真・図面セットが必要である。

VIII. 商標の見本

- 1. 商標見本は、商標の要素別に 8mm から 80mm までのサイズで表示されなければならない; 商標全体は、申請書に印刷されるサイズである80mmx80mmの枠内に表示されなければならない。
- 2. 商標が立体である場合、商標見本は、立体図の写真又は図面を添付しなければならず、参照図の形で記述する見本を添付することができる。
- 3. 色彩保護を請求する商標の場合、商標見本は、保護請求の色の通りに 表示されなければならない。色彩保護を請求しない場合、商標見本は、 白黒で表示される。
- 4. 音商標の場合、商標の見本はデジタル形式の音声ファイルである。容量が 3MB 以下で、音声のグラフィカル (5 線の五線譜) の形で表示される。

IX. 地理的表示のある製品の特殊的な性質の明細書

- 1. 製品の特定の特性の明細書には、下記の情報が必要である:
 - a) 地理的表示のある製品の特定の特性は、地理的条件によって決定され、物理学、化学、及び生物学的な感覚、定性、定量の各指標で判定される。これらの指標は、確定されるものであり、かつ特定の試験方法により、技術的装置又は専門家により検査可能なものである、及び・又は
 - b) 当該製品の関連消費者の広範な認知により決定される、地理的条件 により決定される地理的表示を有する製品の名声であって、検証で きるもの、及び
 - c) 独特の気象、水利、地質、地形、生態系及びその他の自然条件を 含む地理的表示に係る製品の特殊的な性質・品質及び名声をもた らす地理的条件;地方の伝統的な生産行程を含む生産者の技能に 関する要素(原料製造から原料加工、製品製造までの一つ、複数、

又は全ての各行程、及び、製品包装行程が製品の性質・品質・名声に影響を及ぼす場合には、製品包装行程も含む)、もしその行程が地理的表示が付いた製品の特定の性質/品質および評判を作成および維持する要因であり、検査可能なほど明確かつ詳細な情報を含む、(上記の情報に、未だ公開されておらず、又は当該地域を超えて広く知られていない秘密や技術的ノウハウを含む場合には、申請者は、当該情報の秘密保持についての保証がなければこれらの秘密又はノウハウに関する詳細な情報の提供を拒むことができる);及び

- d) 本項目の上記の a 及び b に規定される地理的表示を付した製品の特殊的な性質・品質及び名声と本項目の上記の c に規定する地理的条件との有機的な関係。
- e) 製品の特殊的性質/品質に関する自己検査メカニズムに関する情報。
- 2. 製品の特殊的性質の明細書には、性質・品質・名声に関する情報に根拠があり、確実なものであること(試験、研究、調査などの結果)を証明する資料を添付しなければならない。記載される性質・品質は、対応する地理的領域内の全ての製造業者の製品の典型的な性質・品質でなければならない(地理的領域内の全ての製造業者からの関連情報とデータの収集、統計、分析、総合に基づき、又は地理的領域におけるすべての製造業者の代表性を確保するための適切なサンプリング方法で決定される)。

地理的表示を付した製品の物理的、化学的、生物学的指標が、研究所、試験研究所、校正研究所、認証機関、検査機関、又はその他の認められた適合性査定機関の分析、検査、検定を通じて確定できる場合のみ、製品の特殊的性質の明細書は根拠があり、確実なものであるとみなされる。

X. 地理的表示の該当地理地域の地図

地理的表示の該当地理地域の地図は、製品の特殊的性質・品質及び名声の生み出す自然 条件を満たす地理地域を正確に確定できるほど、十分な情報を網羅しなければならない。 ベトナムの地理的表示の場合、地図は、地理的表示の該当地理地域が位置する省又は中 央運営都市の人民委員会によって認定されなければならない、かつ地理地域の明細書と 共に提出することができる。

XI. 地理的表示を区別できるようにするための地理的表示の使用条件と表示方法についての明細書(同音異義語の地理的表示の場合)

製品の真の地理的原産地を明確に特定し、その地理的表示を付した製品が別の地理的地域で生産されたものであると消費者が誤解しないようにするため、明細書は、地理的表示を付した製品の実際の生産や事業活動において、製品のの地理的表示に関する情報(製品の包装、営業手法及び取引書類)の提示・表示する方法を明確に示しなければならない。例えば、地理的表示の隣に、地理的起源を国・県・市の名称として完全に記録

すること、又は画像、ロゴ・アイコンや商品ラベルの表示の他の規則などの地理的表示 を含む他の識別標識を使用することが必要である。

付録書 Ⅱ

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	ベトナム発の商標の国際登録申請書
様式第 02 号	ベトナム発のマドリッド出願に国際登録番号が発行された後に実施される 請求書
様式第 03 号	マドリッド議定書第 9quinquies 条に基づいて失効となった商標の国際登録から 変更される商標登録申請書
様式第 04 号	産業財産権登録出願の補正・補足申請書
様式第 05 号	産業財産権登録出願の譲渡記録の請求書
様式第 06 号	産業財産権の対象の保護証書補正の申請書
様式第 07 号	産業財産権の対象の保護証書の有効期間を更新/維持する申請書
様式第 08 号	産業財産権の対象の保護証書の効力終了/取消の申請書
様式第 09 号	産業財産権の対象の保護証書の再発行/副本発行の申請書
様式第 10 号	特許証/実用新案登録証
様式第 11 号	半導体集積回路の回路配置登録証
様式第 12 号	工業意匠登録証
様式第 13 号	商標登録証
様式第 14 号	地理的表示登録証明書

ベトナム発の商標の国際登録申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹:.....

下記の申請者は、マドリード制度を通じて商標の 国際登録の手続を行うことを申請します。²

①	国際登録請	求の商標
	商標の見本	ベトナムで提出された基礎出願又はベトナムで 発行された基礎商標登録証に関する情報
		□ 基礎商標登録出願 □ 基礎商標登録証
		出願/証明書の番号: 出願日/証明書の発行日: 出願/証明書の商品・サービスのグループ: 国際登録請求の商品・サービスのグループ:

② 申請者

(国際登録請求の組織・個人)

氏名: 住所:

市民カードの番号(ある場合): 電話番号: メールアドレス:

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「 \times 」を記入します。

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

③ 申請者の代理人			
□申請者の法定代理人	申請者の法定代理人		
□申請者が委任した産業財	青者が委任した産業財産権代理サービス組織		
□申請者が委任した別の者	青者が委任した別の者		
- 1			
氏名:			
住所:			
電話番号:	メールアドレン	ス:	
4	指定された委員		
1. 委員の名前:		5. 委員の名前:	
委員コード:		委員コード:	
2. 委員の名前:		6.委員の名前:	
委員コード:		委員コード:	
3. 委員の名前:		7.委員の名前:	
委員コード:		委員コード:	
4. 委員の名前:		8.委員の名前:	
委員コード:		委員コード:	
⑤ 料	金・手数料		
料金・手数料の種類			金額
ベトナム発の商標国際登録の手続を行う料金(国際事務局に納付す			
る料金は含まれません)			
□直接納付			
□銀行振込や郵便の納付(取			

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

<i>(17)</i>
,
<u>る</u>
ري
-A
(1)
賃任
任
至任
壬
賃任
任
責任

賃任
至任
賃任
責任

責任

ベトナム発のマドリッド出願に国際登録番号が発 行された後に実施される請求書 受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓²:.....

下記の申請者は次の手続を請求します3:

下記の申請者は次の手続を請求します。:	
	国際登録の情報
□ 商標国際登録の有効期間の更新 □ 事後指定(保護地域の拡大)	国際登録番号:
□ 前標国際登録出願	国際登録日:
□ 商標国際登録の効力終了/取消 □ 他の手続、詳しくは:	国際登録の有効期限:
□他の子杭、詳しくは:	国际全域の有効期限:
① 申請者	Ť
	た国際登録の所有者)
氏名:	
住所:	1 1 7 101 7
	メールアドレス:
② 申請者の代 □申請者の法定代理人	·理人
□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	
□申請者が委任した別の方	代表コード:
氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレス:	
③ 上記の請求に関する指定の委員	
□国際登録出願における指定された委員の全員	
□下記の指定された委員のみ関連があります:	
1. 委員の名前: 2. 委員の)名前:
委員コード: 委員コー	· ド:
④ 料金・手数料	
料金・手数料の	種類 金額
商標国際登録の有効期間の更新/事後指定/補正記録/ダ	カカの終了/取消などの審査
料(国際事務局に納付する料金は含まれません)	
□直接納付	
□銀行振込や郵便の納付(取引の情報を明記してくだる	(1/2

請求には下記の内容が含まれます:事後指定(保護地域の拡大) 、国際登録者の氏名及び住所の補正、商品、サービス一覧の制限、商標国際登録の有効期間の更新、代理者の指定、代理者の変更、国際登録譲渡の記録など。

2産業財産権の国家管理機関の名称

⑥申請者/申請者の代理人の署名

 $^{^3}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「 $^ ext{x}$ 」を記入します。

⑤ 申請書に含まれる書類	書類一覧の確認
	(申請書を受け付ける職員向け)
□ページ X通を含む申請書	
□ページ X通を含むMM申請書	
□ 基礎商標登録証の効力取消の決定書の写し(商標国際効力の取消を 請求する場合)	
□商標国際登録の効力を終了/取消する請求理由の説明書	
□ 委任状 X01 通	
□ 原本	申請書を受け付ける
□写し (□原本は後日提出します	□ 職員
□原本は番号の申請書と共に出願しました)	(署名してフルネーム
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通	を記入してください)
して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)	
□他の書類、詳しくは:	
□ページ追加があります、それは(明記してください)	
申請者/申請者の代理人の確約	
申請有/申請有の代達人の権利	
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法	法律の前に完全に責任を負うこと
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法を誓約します。	
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法 を誓約します。	法律の前に完全に責任を負うこと 日、 にて 大理人の署名と氏名
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法を誓約します。 <i>年</i> 月… 申請者/申請者の代	月、 にて
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法を誓約します。 <i>年</i> 月… 申請者/申請者の代	<i>日、にて</i> は理人の署名と氏名
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法を誓約します。	<i>日、にて</i> は理人の署名と氏名
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法を誓約します。 <i>年</i> 月… 申請者/申請者の代	<i>日、にて</i> は理人の署名と氏名

マドリッド議定書第9quinquies条に基づいて 失効となった商標の 国際登録から変更される 商標登録申請書

拝啓¹:.....

下記の申請者は、マドリッド議定書第 9quinquies 条に基づいて失効となった商標の国際登録から変更される商標登録を行うことを請求します。²

受領印 (申請書を受け付ける職員向け)

0	移転される	商標
商標の見本		失効の国際登録の情報
	国際登事後指	国際登録の番号: 録日: 録日: 定の日:ベトナムを事後指定する場合): 録の優先日(ある場合): 国際事務局の国際登録簿に無効と記録された日:
2	申請者	11
氏名:	(移転請求の組織	歌・個人)
C/4 . 住所 :		
	電話番号:	メールアドレス:
3	請者の代理人	
□申請者の法定代理人		
□委任した産業財産権代理サービス組織		代表コード:
□申請者が委任した別の者		
氏名:		
住所: 電話番号: メール	レアドレス・	

②申請者/申請者の代理人の署名

[「]産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

④ 手数料				
料金・手数料の種類	料金	をかかる	対象の数	金額
□出願の手数料	申請	書		
□商標の国際分類の手数料	つ0	のグルー	プ	
□各グループには6つ以上の商品/サービスがあります(7番目の商品/サービス以降)	つ0	の商品/サ	ナービス	
□申請書公表の手数料(商標国際登録はベトナムでの保護が受理されない場合)	申請	書		
□審査のための情報検索手数料	つ0	のグルー	プ	
□各グループには6つ以上の商品/サービスがあります (7番目の商品/サービス以降)	つ0	の商品/サ	トービス	
□出願審査料	つ0	のグルー	プ	
□各グループには6つ以上の商品/サービスがあります(7番目の商品/サービス以降)	つ 0	の商品/サ	トービス	
□直接納付				
□銀行振込や郵便の納付(取引の情報を明記してください	') :			
⑤ 申請書に含まれる書類		(申請記	書類一覧の 書を受け付け、	
□ページ X通を含む申請書 □…のを含む商標の見本 □委任状 X01 通 □原本 □写し(□原本は後日提出します □原本は番号の申請書と 出願しました) □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便 ビスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に 納付する場合) □他の書類、詳しくは:	ゼナー 直接		申請書を受職し (<i>署名してフ</i> 記入してく	員 ルネームを
□…ページ追加があります、それは(明記してください). □失効の国際登録の写し				

⑥ 移転商	標を付した商品・サービスの一覧及びグループ
(商品・サー	-ビスの一覧は国際登録における失効一覧と同等以下でなければなりません.
,	く商品・サービスの国際分類に従って、各グループを順番に記録し;グループ内の商 」を使用し;各グループの最後に、そのグループ内の商品/サービスの総数を記録して ください)
⑦	申請者/申請者の代理人の確約
私は、上記の申請書に とを誓約します	含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うこ
	<i>年月日、にて</i> 申請者/申請者の代理人の署名と氏名
	(役職と押印がある場合は明記してください)

様式第04号

産業財産権登録出願の	受領印
補正・補足申請書	(申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権登録出願の	浦正・補
足を請求します 2	
産業財産権登録出願の 無 氏名:	正・補足を請求する組織・個人
住所:	
	: メールアドレス:
申請者の何	气埋人
□申請者の法定代理人	
□委任した産業財産権代理サービス組織	代表コード:
□申請者が委任した別の方	
↓ 氏名:	
住所:	
	1.7 ·
電話番号: メールアド ③ 補正・補足申請書請求の申請書	
□発明登録申請書	申請書の番号:
□工業意匠登録申請書	
□ 半導体集積回路の回路配置登録申請書	
□商標登録申請書	
□ 地理的表示登録申請書	
0 47 48 a	
- III	7谷廸りに補止・補足を請求しまり:(必要に応して ページを使用することもできます)
□申請者の氏名	
□申請者の住所	
□他の事項:	

⑦ 申請者/申請者の代理人の署名

¹産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を 記入します。

⑤ 料金・	手数料		
料金・手数料の種類	料金	金かかる対象の数	金額
□申請書の補正請求の審査料		¥項がつあります 書の1通ごとに)	
□補正情報の公表料金	申請書	<u> </u>	
□図面1枚以上の申請書(2枚目以降)	枚		
□6ページ以上(7ページ目以降) を含む発明の 説明書	^	ージ	
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納 庁の口座に直接納付する場合):	付する、	又は国家知的財産	
⑥ 申請書に含まれる書類		書類一覧の確認	
□ページを含む申請書 □変更の合法性を確認する語の書類 □ページを含むベトナム語翻訳書 □相続、遺贈による申請者の変更の証明書 □語の委任状 □ページを含むベトナム語翻訳書 □原本 □写し(□原本は後日提出します □原本は番号の申請書と共に出ました) □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を到して対して対付する、又は国家知的財産庁の座に直接対付する場合) □他の書類、詳しくは:	郵便サ	申請書: (署名し	付ける職員向け) を受け付ける職員 てフルネームを記 してください)
⑦ 申請者/申請者の代理人の確約	ふっ古	字でもり 汁油の岩	シェウヘルキバナム
私は、 上記の申請書に含まれる全ての情報が正直 うことを誓約します			
	,	<i>月日、にて</i> 針の代理人の署名と£	
		07 14 15 16 16 17 17 17 17 17 17	

産業財産権登録出願の譲渡記録の請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

代表コード:

拝啓¹:.....

下記の申請者は、産業財産権登録出願の譲渡記録 を請求します²

1	申請者
T)	中硝伯

(出願の譲渡記録を請求する組織・個人)

氏名: 住所:

市民カードの番号(ある場合): 電話番号: メールアドレス:

□譲渡をする側□譲渡を受ける側

② 申請者の代理人

□申請者の法定代理人

□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織

□申請者が委任した別の方

氏名: 住所:

電話番号: メールアドレス:

③ 契約の第二当事者(申請者の名義ではありません)

氏名: 住所:

電話番号: メールアドレス:

④ 譲渡される申請書

□発明登録申請書

□工業意匠登録申請書

录申請書 申請書の番号:

□半導体集積回路の回路配置登録申請書

□商標登録申請書

⑤ 料金・手数料

料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
□申請書譲渡を請求する審査料	通の申請書	
□申請書譲渡情報の公表料金	通の申請書	

申請書と納付する料金・手数料の総額は:

書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合):

⑦申請者/申請者の代理人の署名

¹産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理者は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に \square 「×」を記入します。

⑥ 申請書に含まれる書類	書類一覧の確認 (申請書を受け付ける職員向け)
□ページを含む申請書 □語の申請書譲渡の書類 □他の申請者の同意書(複数の方が申請書の権利を有する場合) □ページを含むベトナム語翻訳書 □語の委任状 □ページを含むベトナム語翻訳書 □原本 □写し(□原本は後日提出します □原本は番号の申請書と共に出願しました) □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付場合) □他の書類、詳しくは:	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
申請者/申	であり、法律の前に完全に責任を負 手月日、にて 請者の代理人の署名と氏名 がある場合は明記してください)

様式第06号

産業財産権の対象の保護証書補正の申請	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権の対象の保護記正を請求します ²	正書補
① 申請 (保護証書補正の申請	- 青者 書を請求する組織・個人)
氏名: 住所:	: メールアドレス:
② 申請者の代理 □申請者の法定代理人 □委任した産業財産権代理業務の機関 □申請者が委任した別の者 氏名: 住所: 電話番号: メールアド	代表コード:
③ 補正請求の保護証書 □特許証 □実用新案登録証 □工業意匠登録証 □半導体集積回路の回路配置登録の証明書 □商標登録出願証明書 □地理的表示登録証明書	保護証書の番号:
****	(下の通り補正を請求します (必要に応じて、追加ページを使用できます)

8 + ** * · + ** * - /\ ** - = / *		
⑦ 申請者/申請者の代理人の署名		

¹産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 \square に「×」を記入します

⑤ 料金・手数料			
料金・手数料の種類	料金かかる	対象の数	金額
□ 審査料 3			
□保護証書補正請求の審査料	補正事ュ	項ごとに	
□ 休護砒者佣止雨水の番魚村	(1通の保護	証書)	
□保護範囲減縮要求の審査料			
□保護証書補正の決定の登記手数料	通の保証	護証書	
□保護証書補正の決定の公表料金	決定		
□ 図面 1 枚以上がある場合(2 枚目以降)	枚		
□ 6ページ以上(7ページ目以降) を含む明細書	ページ		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付	すする、又に	上国家知的	材産庁の口座に直接納
付する場合):			
⑥ 申請書に含まれる書類		:	書類一覧の確認
□ページを含む申請書			を受け付ける職員向け)
□ 変更の合法性を確認する語の書類			
□ページを含むベトナム語翻訳書			
□補正事項の明細書			
□補正した産業財産権の対象の見本			
□部を含む写真・図面セット			
□ 商標見本(商標見本の補正を請求する場合)			
□ 保護証書の原本			
(□原本は番号の申請書と共に出願しました)			
□語の委任状			申請書を受け付ける
□ページを含むベトナム語翻訳書			職員
□原本			(署名してフルネーム
□写し(□原本は後日提出します			を記入してください)
□原本は番号の申請書と共に出願し	しました)		
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵	便サービス		
を通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に	直接納付す		
る場合)			
□他の書類、詳しくは:			
② 申請者/申請者の代理人の確約			
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実	きであり、法律	単の前に完全	とに責任を負うことを誓約
します。	<i>F</i> 1	7 😝) -
	<i>年月</i>	•	
	請者/申請者 1. ##5745.** 2		
(<i>役城</i>)	と押印かめる)場合に別別	記してください)

³政令 No......./2023/ND-CP 第 29 条第 3 項の規定に基づく保護範囲減縮要求の場合、補正請求者は、保護補正請求の審査料ではなく、保護範囲減縮要求に対する審査料を納付しなければならない。

産業財産権の対象の保護証書の
有効期間を更新/維持する申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓¹:.....

下記の申請者は、産業財産権の対象の保護証書の 有効期間を更新/維持することをを請求します²

TH MATHLE XAITHEN 1 SEC E		
① 申請者 (保護証書の有効:	期限の更新/維持することを請求する	5組織・個人)
氏名:		
住所:		
市民カードの番号(ある場合):	電話番号: メールアドレ	ンス:
② 申請者の付	代理 人	
□申請者の法定代理人 □申請者が委任した産業財産権代理 □申請者が委任した別の方 氏名: 住所:	サービス組織	代表コード:
電話番号:	メールアドレス:	
③ 更新/維持	の請求の対象	
□工業意匠登録証	保護証書の番号: 更新が必要であるバリエーシ	′ョン:
□商標登録証	保護証書の番号: 更新が必要であるグループ又	は商品・サービス
□特許証 □実用新案登録証	特許証証明書の数: 独立請求項の…項 有効期限の維持の年:	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 □に「×」を記入します。

⑥申請者/申請者の代理人の署名

④ 料金・手数料			
料金・手数料の種類	料金か	かる対象の数	金額
□保護証書の有効期限の更新/維持を請 求する審査料	保護証書		
□保護証書の有効期限の更新/維持の手 数料	ープ 一つの商品: エーション	・サービスのグルごとのつのバリ	
□ 効力の更新/維持の納付遅れの手数 料	独立請求項の		
□保護証書の使用料	ープ	・サービスのグル ごとのつのバリ D項	
□保護証書の効力の更新決定/維持報告 の登記手数料	保護証書		
□保護証書の効力の更新決定/維持報告 の公表料金	決定/報告		
申請書と納付する料金・手数料の総額は 書類の数(料金・手数料を郵便サービスを 付する場合)・		^ト る、又は国家知的	財産庁の口座に直接納
(中請書に含まれる書類			
● 申請者/申請者の代理人の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。			

産業財産権の対象の保護証書の効力終了/ 取消の申請書

亚岛古	п
, 4, 118 E	IJ

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓1:.....

下記の申請者は、産業財産権の対象の保護証書を請求 します2

① 申請者				
(保護証書の効力終了/取消を請求する組織・個人)				
氏名:				
住所:				
市民カードの番号(ある場合): 電話番号: メー	・ルアドレス:			
② 申請者の代理人				
□申請者の法定代理人				
□申請者が委任した産業財産権代理業務機関 □申請者が委任した別の方	代表コード:			
□ 中間有が安任した別の方 氏名:				
住所:				
電話番号: メールアドレス:				
③ 終了/取消を請求される保護証書	保護証書の番号:			
□特許証				
□実用新案登録証				
□半導体集積回路の回路配置登録証明書				
□工業意匠登録証				
□工業意匠国際登録出願				
□商標登録証				
□商標国際登録出願				
□地理的表示登録証明書				
④ 請求事項				
□保護証書の効力終了				
□保護証書の効力取消				
<u>理由:</u>				

(5)

料金·手数料

¹産業財産権の国家管理機関の名称

この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 □に「×」を記入します。

料金・手数料の種類)	料金かかる対象の数	金額	
□保護証書の効力終了/取消の請求の手数料	~	つの対象		
□ 保護証書の効力終了/取消の請求の審査料	保護	証書		
□ 保護証書の効力終了/取消の決定の登記手数料	保護	証書		
□ 保護証書の効力終了/取消の決定の公表料金	決定	•		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:	I			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する場合):	5、又	は国家知的財産庁の	口座に直接納付する	
⑥ 申請書に含まれる書類		書類一	- 覧の確認	
		(申請書を受け	†付ける職員向け)	
□ページを含む申請書				
□保護証書の効力終了/取消の請求の理由の説明書				
□語の委任状				
□ページを含むベトナム語翻訳書			申請書を受け付け	
□原本			る職員	
□写し(□原本は後日提出します			(署名してフルネー	
□原本は番号の申請書と出願しました			ムを記入してくだ	
□料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サ			さいり	
スを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接	納付			
する場合)				
□他の書類、詳しくは:				
 ⑦ 申請者/申請者の代理人の確約				
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真	真実で	あり、法律の前に完	記全に責任を負うこと	
を誓約します。				
		年月日、	にて	
申請者/申請者の代理人の署名と氏名				
(役職と押印がある場合は明記してください)				

産業財産権の対象の保護証書の 再発行/副本発行の申請書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

坪 政1		
1十/百	•	

下記の申請者は、副本発行/再発行を請求します2

下記の中請有は、副本発打/再発行を請求しより。	
① 申請者	
(再発行/副本発行を請求する組織	哉・個人)
氏名:	
住所:	
	ールアドレス:
申請者の代理人	
□申請者の法定代理人	
□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	代表コード:
□申請者が委任した別の方	
氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレス:	
③ 再発行/副本発行される対象	
□ 特許証	保護証書の番号:
□ 実用新案登録証	
□ 半導体集積回路の回路配置登録証明書	
□工業意匠登録証	
□ 商標登録証	■ 産業財産権の対象の使用権譲渡契約登
□地理的表示登録証明書	記証明書の番号:
□産業財産権の対象の使用権譲渡契約登記証明書	Helmone of the
● 請求事項	L
□保護証書/証明書の副本発行(共同所有者向け)	
□ 保護証書/証明書の再発行(発行された回数:)	
□保護証/証明書の副本の再発行(副本の番号: 発行さ	された回数:)
再発行請求の理由:	•
□ 保護証書/証明書を失いました	
□ 保護証書/証明書が破損している(破れ、汚れ、色褪せなど)	
□他の理由:	

[『]産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑤ 料金・手数	料	
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
□ 保護証書/証明書の副本発行/再発行の料金 □ 4 ページ以上を含む保護証書(5 ページ目以降)	保護証書 ページ	
□保護証書/証明書の副本発行/再発行の決定の登記手 数料	保護証書	
□保護証書/証明書の副本発行/再発行の決定の公表料 金	决定	
申請書と納付する料金・手数料の総額は:		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付る場合):	ける、又は国家知的財産庁	〒の口座に直接納付す
⑥ 申請書に含まれる書類		一 覧の確認 け付ける職員向け)
□ページを含む申請書 □破損している保護証書/証明書の原本 □原本の保護証書の見本と同一にされる産業財産権の 見本 □…つの見本を含む商標見本(商標の場合) □部を含む写真・図面セット(工業意匠の場合) □語の委任状 □ページを含むベトナム語翻訳書 □原本 □写し(□原本は後日提出します □原本は…番号の申請書と共に出願した) □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵付どスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口服接納付する場合) □他の書類、詳しくは:	対象 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	申請書を受け付ける 職員 <i>(署名してフルネー ムを記入してください)</i>
	⊃真実であり、法律の前に <i>年月日、…</i> 申請者/申請者の代理人の帰 と <i>押印がある場合は明記</i>	<i>にて</i> 署名と氏名

(保護証書発行の管轄機関の名称)	ベトナム社会主義共和国
	独立一自由一幸福
	特許証
	1 5 年上市17
••••	••••••
	号
発明の名称:	
特許証所有者 ¹ :	
発明者 ² :	
申請書の番号:	
出願日:	
	細書のページ数:
…年…月…日付政令第号に基づいて多	発行されます おおおり かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう
効力は発行日に始まり、出願日から年が	満了した日まで効力を有します。
上記の発明は国家予算を使用した科学技術 ド:(ある場合);科学技術業務の管理	<i>術業務の結果です:「」;</i> 科学技術業務のコー ¹ 機関: ³
バーコード	機関首長

¹このセクションに記入される情報には、特許証所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って 省略)、及び住所が含まれます。特許証所有者が複数ある場合、このセクションで言及される特許証の所 有者は、出願で申請者が提供する組織・個人の一覧の一番目の組織・個人となります。

² このセクションに記入される情報には、発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は上記の発明が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

(玉	(章)

(19) ベトナム社会主義共和国

(11) バーコード/証明書の番号

保護証書発行の管轄機関の名称

(51) 国際特許証分類

(13) B 広報

特許証明書の他の所有者1:

他の発明者2:

効力維持:

改正:

¹このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の特許証所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。 ²このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の発明者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

(証明書発行の管轄機関の名称)	ベトナム社会主義共和国
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	独立一自由一幸福
半導体集積回路の回路面	7. 胃
	口巨 亚洲亚沙1目
Ħ	
 号	
回路配置の名称:	
証明書の所有者 1:	
発明者 ² :	
申請書の番号:	
出願日:	
年月日付政令第号に基づいて発行され	れます
発行日から発効し、…年…月…日に終了します。	
本回路配置は国家予算を使用した科学技術業務の結果で	です・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ド:(ある場合);科学技術業務の管理機関:	() , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
下(める物口), 付予技術未務の自身機関	
バーコード	機関首長

¹ このセクションに記入される情報には、証明書の所有者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って 省略)、及び住所が含まれます。証明書の所有者が複数ある場合、このセクションで言及される証明書の所 有者は、出願で申請者が提供する組織・個人の一覧の一番目の組織・個人となります。

² このセクションに記入される情報には、発明者の名前、国籍 (世界知的所有権機関の標準に従って省略)、 及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提 供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は、回路配置が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

(国章)

- (12) 半導体集積回路配置の明細書
- (19) ベトナム社会主義共和国 証明書発行の管轄機関の名称

(11) バーコード/証明書の番号

(13) B 公報

証明書の他の所有者1:

他の発明者2:

改正:

¹このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で 証明書の他の所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。 2このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で 他の発明者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

(保護証書発行の管轄当局の名称)	ベトナム社会主義共和国 独立ー自由ー幸福
特許	ं त
ी विस्ति विस	ĪLL
工業意	近
	号
て米女屋のなび	
工業意匠の名称:	
特許証所有者 1:	
発明者 ² :	
申請書の番号:	
出願日:	
バリエーションの数: 写:	真・図面の数:
…年…月…日付政令第号に基づいて発行されま	ます こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょく しょしょく しょしょしょく しょしょく しょしょく しょく
 効力は、発行日に始まり、出願日から5年満了した	と日まで効力を有します(更新可能)。
本工業意匠は国家予算を使用した科学技術業務の	
ード:(ある場合);科学技術業務の管理機関	
バーコード	機関首長
·	NAMA H &

略)、及び住所が含まれます。発明者が複数ある場合、このセクションで言及される発明者は、出願で出願人が提供する発明者の一覧の一番目の方となります。

³ この情報は工業意匠が国家予算を使用した科学技術業務の結果である場合に表示されます。

番号の工業 意匠登録証
特許証明書の他の所有者」:
他の発明者 ² :

工業意匠の写真・図面:

改正•更新:

1

このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の特許証所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で他の発明者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

	19/10/
証明書発行の管轄機関の名称	ベトナム社会主義共和国 独立-自由-幸福
証明書	
商標登録	
証明書の所有者 ¹ : 申請書の番号: 出願日: 年月日付政令第号に基づいて発行されます 効力は、発行日に始まり、出願日から 10 年満了した日ま	まで効 力を有します(延長可能)。 機関首長

号の商標登録証		
商標の見本:		
商標の色:		
商標の種類:		
他の内容:		
商標を付した商品・サー	・ビスの一覧:	
証明書の他の所有者1:		
更新:		
改正:		

[」]このセクションに記入される情報には、出願で申請者が提出した組織・個人の一覧の順序で 証明書の他の所有者の名前、国籍(世界知的所有権機関の標準に従って省略)、及び住所が含まれます。

証明書発行の管轄機関の名称 証明書付与の ベトナム社会主義共和国 独立一自由一幸福

地理的表示登録 証明書号

地理的表示:

登録者:

地理的表示管理組織:

地理的表示管理組織の住所:

申請書の番号:

出願日:

…年…月…日付政令第………号に基づいて発行されます決定書が発行される日から無期限、効力を有します。

バーコード 機関首長

番号の地理的表示登録証明書
地理的表示:
地理的表示を付した商品の特殊的性質:
14年44名44个株本4444年
地理的条件の特殊的性質:
地理的表示を付した地域:

補正・補足:

付録書Ⅲ

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置 の登録権付与の請求書
様式第 02 号	国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置 の使用許可の請求書

様式第01号

国家予算を使用した科学技術業務の結果である 発明、工業意匠、回路配置の 登録権付与の請求書

拝啓1		
	•	

下記の申請者は、国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業

意匠、回路配置の登録権付与を請求します。2 <u>(I)</u> 申請者 (国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の登録権付与を請求 する組織・個人) 氏名: 住所: 身分証明書番号/市民カード番号/事業者コード3: 活躍分野: 雷話番号: メールアドレス: 申請者の代理人

□申請者の法定代理人

□申請者が委任した別の者

氏名:

住所:

電話番号:

メールアドレス:

登録権付与を請求される対象

国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の名前4:

科学技術業務の名称:

科学技術業務のコード:

1科学技術業務の管理機関:

申請が個人の場合には、身分証明書、市民カード、パスポート又は相応する書類の番号・発行日・発行場所を 記入してください;申請が組織の場合には、次のいずれかの書類の番号、発行日、発行場所を記入してくださ い。設立決定書、企業登録証明書、企業戸籍証明書、投資登録証明書、専門法に基づくライセンス又はライセ ンスと同等の価値のある文書。

このページ及び次の各ページにおいて、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する 場合には、枠内に「×」を記入します。

⁴科学技術業務を管理する機関の電子情報ポータルまたは電子情報ページで公開されます。

④ 申請書に含まれる書類		書類一覧の確認 を受け付ける職員向け)
□登録権付与の請求書 □ 委任状 □他の書類、詳しくは:		申請書を受け付ける職 員 <i>(署名してフルネームを記入してください)</i>
申請者	<i>年月.</i> け申請者の	前に完全に責任を負う <i>日、にて</i> 代理人の署名と氏名 <i>場合は明記してください)</i>

国家予算を使用した科学技術業務の結果である 発明、工業意匠、回路配置の 使用許可の請求書

ロボゴム1																	
井 [攻]	•																
1+/6										 ٠.							

下記の申請者は、国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意 匠、回路配置の使用許可を請求します²

	申請人
国家予算を使用した科字技術業務の)結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可を請求する組織・個人 国家予算を使用した科学技術業務
氏名:	
住所:	
市民カードの番号(ある場合):	電話番号: メールアドレス:
2	申請者の代理人
□申請者の法定代理人	
□申請者が委任した別の方	
氏名:	
住所:	
電話番号:	メールアドレス:
3	使用許可の請求対象
発明/工業意匠/回路配置の名前:	
保護証書の番号:	
付与日:	
4	保護証書の所有者
氏名:	
電話番号:	メールアドレス:

¹ 科学技術業務を承認する管轄機関

このページ及び次の各ページにおいて、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

⑤	(申請	書類一覧の確認 書を受け付ける職員向け)					
□ページを含む申請書 □ページを含む国家予算を使用した科学技術業務の結果である発明、工業意匠、回路配置の使用許可を請求する根拠となる書類 □委任状 □他の書類、詳しくは:		申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを 記入してください)					
●請者/申請者の代理人の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任を負うことを誓約します。年月日、にて 申請者/申請者の代理人の署名と氏名 (役職と押印がある場合は明記してください)							

付録書 IV

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権譲渡契約の登録申請書
様式第 02 号	産業財産権のライセンス契約の登録申請書
様式第 03 号	産業財産権譲渡契約の対象の内容修正、更新、効力終了記録の請求書

産業財産権譲渡契約の 登録申請書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権譲渡契約の登録 を請求します ²	
① 申請者 (譲渡請求 <i>の</i>	つ組織・個人)
氏名:	
住所:	
市民カードの番号(ある場合): 電話者	番号: メールアドレス:
□譲渡人	
申請者の代理	里人
□申請者の法定代理人 □申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	
□申請者が委任した別の者	代表コード:
氏名:	
 住所:	
電話番号: メールアドレ	ィス:
③ 契約の対象	保護証書の番号:
□ 特許証	NIXIME OF A
□実用新案登録証	
□半導体集積回路の回路配置登録証明書	
□工業意匠登録証	
□ 商標登録証	
型 契約の第二当事者 (申請者の名義で	はありません)
氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレ	/ス :

⑦申請者/申請者の代理者の署名

[『]産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

料金かかる対象の数	金額
通の保護証書	
通の保護証書	
通の保護証書	
決定	
国家知的財産庁の口座	区直接納付
(申請書を受け付け) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
)、法律の前に完全に 月日、にて 者の代理人の署名と氏 る場合は明記してく?	:名
	通の保護証書通の保護証書通の保護証書通の保護証書 決定 国家知的財産庁の口座 書類一覧の (申請書を受け付け) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

様式第 02 号

産業財産権 譲渡契約登録 申請書	受領印 (<i>申請書を受け付ける職員向け</i>)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権のライセンス契 約の登録を請求します ²	
申請者 実施権譲渡の組	織・個人
氏名:	
住所:	
市民カードの番号(ある場合): 電話番号	: メールアドレス:
□ 実施権の譲渡人 □ 実施権の譲受人	
② 申請者の代理人 □申請者の法定代理人	
□申請者が委任した産業財産権代理サービス組織	代表コード:
□申請者が委任した別の方 氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレス	^ス :
③ 契約書の対象□ 特許証	保護証書の番号:
□実用新案登録証	
□ 半導体集積回路の回路配置登録証明書□ 工業意匠登録証	
□商標登録証	
契約の第二当事者(申請者の名義ではあり	(ません)
氏名:	
住所: 電話番号: メールアドレン	₹:

⑧申請者/申請者の代理人の署名

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内 \square に記載されている内容が該当する場合には、枠内に $[\times]$ を記入します。

⑤ 移転範囲		
移転領域:		
移転期限:		
⑥ 料金・手数料		
料金・手数料の種類	料金かかる対象の数	金額
□産業財産権譲渡契約の登録申請書(実施権)の審査料	通の保護証書	
□契約の登録証明書の付与の手数料	契約の登録証明書	
□契約の登録証明書の付与決定の登記手数料	通の保護証書	
□契約の登録証明書の付与決定の公表料金	決定	
申請書と納付する料金・手数料の総額は:		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、 付する場合):	又は国家知的財産庁のこ	コ座に直接納
⑦ 申請書に含まれる書類	書類一覧の研 (申請書を受け付ける	
□ページを含む申請書 □ページを含む語の使用権転移契約 □原本 □写し □パージを含むベトナム語翻訳の契約書 □ページを含む共有者の同意書(許諾対象が共有所有権に属する場合) □語の委任状 □の一ジを含むベトナム語翻訳書 □原本 □写し(□原本は後日提出します □番号の申請書と共に出願しました) □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合) □他の書類、詳しくは:	申請書を受け	「付ける職員 ルネームを記
申請者/申記	であり、法律の前に完全 E月日、にて 情者の代理人の署名と氏 ある場合は明記してくた	公 名

産業財産権譲渡契約の対象の	受領印
内容修正、更新、 効力終了記録の請求書	(申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権譲渡契約の対象の	内
容修正、更新、効力終了記録を請求します ²	
① 申請人	
(契約の修正/更新/効力終了:	を請求する組織・個人)
氏名:	
住所:	
市民カードの番号(ある場合): 電話番	号: メールアドレス:
□実施権の譲渡人です	
□実施権の譲受人	
② 申請者の代理人	
申請者の法定代理人	
□申請者が委任した産業財産権代理業務機関です	
□申請者が委任した別の方	代表コード:
氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレ	ス・
③ 請求內容	④ 産業財産権のライセンス契約の登録証明書
□	→ 圧末州圧性ツノイミマハ天州ツ豆桝皿切音
□ 譲受人	証明書の番号:
□契約書の条項を補正・補足します	<u> </u>
□補正事項に関する通の保護証書	光11 日 :
□契約の更新	
□契約の効力の終了	
⑤ 契約の第二当事者 (申請者の名義で	ごはありません)
氏名:	
住所:	
電話番号: メールアドレ	ス・
	· •

⑧申請者/申請者の代理人の署名	(8)	申請者	/申請者	の代理	10	の署る	Ż
-----------------	-----	-----	------	-----	----	-----	---

[『]産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者/申請者の代理人は、枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 \square に「×」を記入します。

⑥ 料金・手数料			
料金・手数料の種類料		対象の数 手数料がかかる	金額
□ 契約の登録証明書に記録された契約の/内容修正/更 新/効力終了の請求の審査料			
□移転範囲の補正、契約の有効期限の更新	通の	保護証書	
□有効期限前の契約終了を含むその他の内容の補正 契	2約書		
□ 契約の登録証明書に記録された契約の内容修正/更新 /効力終了の決定の登記手数料	通の	保護証書	
□契約の登録証明書に記録された契約の内容修正/更新 /効力終了の決定の公表料金	快定		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する 接納付する場合):	、又は	は国家知的財産庁	の口座に直
⑦ 申請書に含まれる書類		書類一覧の (申請書を受け付け	
□ページを含む申請書			
□ 産業財産権のライセンス契約の登録証明書の原本(内容 正・更新の場合)	容修		
□ 契約当事者の氏名及び住所の変更を証明する書類	[
□ 契約の修正・補正、更新・効力終了が必要な特定の条項	項を		
記録した契約書、書類			
□語の委任状		申請書を受り コー <i>(署名してフル</i>	ナ付ける職員 - <i>ネームを記入し</i>
□ページを含むベトナム語翻訳書		てくだ	
□原本			
□写し(□原本は後日提出します			
□原本は番号の申請書と共に出願しま	まし [
(b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	.,		
□料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サ			
ビスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接	送 納 [
付する場合)			
□ 他の書類、詳しくは:			
● 申請者/申請者の代理人の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実 負うことを誓約します。	実であ	り、法律の前に	完全に責任を
	月	月、 にて	
,		の代理人の署名と	:氏名
(役職と押印力	がある	場合は明記して	ください)

付録書 V

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権代理業務の試験の受験の申請書
様式第 02 号	産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求書
様式第 03 号	産業財産権代理業務の実務証明書
様式第 04 号	産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求書
様式第 05 号	産業財産権代理サービス組織の記録請求書
様式第 06 号	産業財産権代理人の記録請求書
様式第 07 号	産業財産権代理サービス組織の情報変更記録の請求書
様式第 08 号	産業財産権代理サービス組織の名称の削除の請求書
様式第 09 号	産業財産権代理人の名称削除請求書

様式第 01 号

産業財産権代理業務の試験の 申請書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権代理業務の試験の受験を請求します ²	
① 申請者 (産業財産権代理業務の試験の	郵股な建立する佃工)
氏名:	文映を請求りる個人/
住所:	
身分証明書番号/市民カード番号:	
電話番号: メールアドレス:	
② 受験登録の実務分野	
□ 発明、工業意匠、回路配置 □ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密	
③ 料金・手数料	ļ
料金・手数料の種類	金額
□ 産業財産権代理業務の試験の書類の審査手数料(科目	1月)
□ 第1科目:	
□ 第2科目:	
□ 第3科目:	
□ 第4科目:	
□ 第5科目:	
申請書と納付する料金・手数料の総額は:	
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する場合):	る、又は国家知的財産庁の口座に直接納付す

④ 申請者の署名

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

4	申請書に含まれる書類			類一覧の確認 ・受け付ける職員向け)
	申請書の様式			
	学士号又は同等の資格の写し 対照用の原本			
	産業財産権法に関する研修コースの卒業証明書の写し 対照用の原本			
	5 年連続の産業財産権業務を証明する書類: □ 採用決定書の写し (□ 対照用の原本) □ 労働契約書の写し (□ 対照用の原本) □ 他の書類 (勤務先の機関・組織の認証が付した書類)			申請書を受け付ける 職員 <i>(署名してフルネーム</i> <i>を記入してください)</i>
	3 x 4 (cm)の写真 2 枚			
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)			
(5)	申請者の確約	-1		
	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり、 誓約します。 年	J	月、	にて
	申請	者の	署名と氏	长名

産業財産権代理業務の実務証明書の 付与請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓 ¹ :					
下記の申請者は、産業財産権代理業務の実務証 明書の付与を請求します ²					
申請者					
産業財産権代理業務の実務証明書の付 氏名:	与を請求する個人 <i>の</i> 申請者				
住所:					
身分証明書番号/市民カード番号:					
電話番号: メールアドレス:					
② 実務分野					
□ 発明、工業意匠、回路配置					
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営	業秘密				
③ 料金・手数	料				
料金・手数料の種類	金額				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の付与請求の書	持類審査料				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の付与手数料					
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の付与決定の登	经記手数料				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の付与決定の公	法 手数料				
申請書と納付する料金・手数料の総額は:					
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合):					

⑤ 申請者の署名

[|]産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ 本申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 \square に「×」を記入します。

4	申請書に含まれる書類	書類-	一覧の確認	(申請書を受ける職員向 け)
	申請書の様式			
	産業財産権法に関する研修コースの卒業証明書の写			
	し及び知的財産法第 155 条第 2 ⁸ 項の規定により業務			
	の実務証明書を請求する場合の弁護士カードの写し			
	□ 対照用の原本			
	3 x 4 (cm)の 2 枚の写真			
	身分証明書の写し(本請求書の第 1 セクションに市			
	民カードに関する情報がない場合).			申請書を受け付ける
	□ 対照用の原本			職員 <i>(署名してフルネーム</i>
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵			を記入してください)
	便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁			
	の口座に直接納付する場合)			
(5)	申請者の確約			
	、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真領	実であ	り、法律の	の前に完全に責任を負
2 こ	とを誓約します。		左 月	<i>日、にて</i>
				ロ、 署名と氏名



ベトナム社会主義共和国 独立一自由一幸福

産業財産権代理業務の 実務証明書 No: /年-CCÐD

(3 x 4 (cm)の写真)

氏名:

生年月日:

身分証明書番号/市民カード番号:

現住所:

専門分野:

証明書を付与される者の 署名

産業財産権の国家管理機関の 首長 (署名捺印)

- 1. この証明書は、知的財産法第 155 条第 2 条及び第 2a 条、政令番号/2023/ND- CP 第 64 条第 1 項に基づき、政府の.....年.....月....... 日付政令第......号に基づいて発行されます。
- 2. この証明書を付与された者は、知的財産法第11章の規定に従って、記録 された実務分野における産業財産権代理業務の実務権及び産業財産権代 理人での実務権を有します。
- 3. 証明書を付与された者が以下のことに該当する場合、この証明書が撤回されます。
- a) 知的財産法第 155 条第 2 項及び第 2a 項に指定された条件を満たさなくなった場合;
 - b) 国家管轄当局の決定により、実務証明書が撤回される場合。

産業財産権代理業務の 実務証明書の 再付与請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

垤政1		
1十/白	•	•••••

下記の申請者は、産業財産権代理業務の実務証明書の再付与を請求します²

明書の再付与を請求します ²					
① 申請者					
(産業財産権代理業務の実務証明書の	再付与を請求する個人の申請者)				
氏名:					
住所:					
身分証明書番号/市民カード番号:					
電話番号:					
メールアドレス:					
実務番号:					
② 証明書の再付与(- ク 理 由				
□実務証明書が紛失、欠陥、又は破損していました	2				
□ 代理人の個人情報が変更になりました					
□代理人の実務分野が変更になりました					
□ 実務証明書を発行する資格が回復されました					
③ 料金・=	手数料				
料金・手数料の種類	金額				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与請求	での審査料				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の付与手数料	ł				
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の登記手数料					
□ 産業財産権代理業務の実務証明書の再付与決定の公表料金					
申請書と納付する料金・手数料の総額は:					
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して約 納付する場合):					

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内 \square に $\lceil \times \rfloor$ を記入します。

⑤ 申請者の署名

4	請求書に含まれる書類		書類一覧の確認
	申請書の様式	(<i>申請</i> : □	書を受ける職員向け)
	3 x 4 (cm)の写真 2 枚		
	実務証明書の情報が変更になった場合の身分証明書の写し(本請求書の第1セクションに公民証明書に関する情報がない場合)		申請書を受け付ける職員
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		<i>(署名してフルネームを</i> <i>記入してください)</i>
(5)	申請者の確約		
	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真写 ことを誓約します。	実であり、法	律の前に完全に責任を負
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<i>日、にて</i>)署名と氏名

産業財産権代理サービス組織の 記録請求書

受領印

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓 ¹ :					
下記の申請者は、産業財産権代理サービス組織の記録の請求書 ²					
① 申請者					
(産業財産権代理サービス組織の記録を請求で	ける組織)				
氏名:					
住所:					
企業コード					
電話番号: メールアドレス:					
産業財産権代理業務の経営分野:					
□ 発明、工業意匠、回路配置					
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密					
組織に委任される実務証明書の所有者(委任状の添付):					
氏名:					
実務証明書の番号:					
② 料金・手数料					
料金・手数料の種類	金額				
□ 産業財産権代理サービス組織の記録請求の審査料					
□ 産業財産権代理サービス組織の記録決定の登記手数料					
□ 産業財産権代理サービス組織の記録決定の公表料金					
申請書と納付する料金・手数料の総額は:					
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は	国家知的財産庁の口座に直接納付				
する場合):					

4)申請者の署名						

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

3	申請書に含まれる書類	_	類一覧の確認
	申請書の様式	· 	を受け付ける職員向け)
	組織から産業財産権代理業務の実務証明書の所有者に付与する採用決定書/労働契約書の写し		
	□対照用の原本		申請書を受け付ける
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		職員 <i>(署名してフルネームを記入してください)</i>
	他の書類:		
4	申請者の確約		
	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり を誓約します。	、法律の前	に完全に責任を負うこ
	<i>年</i>		
		‡請者の署名 が <i>ある場合は</i>	と氏名 <i>t明記してください</i>)

産業財産権代理人の記録の 請求書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権代理人の記録を請求し ます ²	
① 申請者	
(産業財産権代理人の記録を請求	する個人)
氏名:	
住所:	
身分証明書番号/市民カード番号:	
電話番号: メールアドレス:	
実務証明書の番号:	
② 請求內容	
□ 産業財産権代理サービス組織 に記録することを請求しま	र्जः
組織の名称:	
代表コード:	
③ 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
□産業財産権代理人の記録請求の書類審査料	
□産業財産権代理人の記録決定の登記手数料	
□産業財産権代理人の記録決定の公表料金	

申請書と納付する料金・手数料の総額は:

書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付

する場合):

¹ 産業財産権の国家管理機関の名称

² この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

4	申請書に含まれる書類		書類一覧の確認 *を受け付ける職員向け)
□申請書	の様式		
	ら産業財産権代理業務の実務証明書の所有者に付与 用決定書/労働契約書の写し		申請書を受け付ける
	対照用の原本		職員
ビスを	手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サー通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接る場合)		(署名してフルネーム を記入してください)
(5)	申請者の確約		
私は、上記 とを誓約し	Pの申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であります。)、法律の	前に完全に責任を負うこ
			… <i>日、にて</i> 署名と氏名

産業財産権代理サービス組織の 情報補正記録 申請書

受領印				
サチェボルムル	-	11:4/	旦	,

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓1:		
下記の申請者は、産業財産権代理サービス組織の情報補		
正記録を請求します2		
① 申請者		
(情報変更記録を請求する産業財産権代理サ	ービス組織)	
氏名:		
住所:		
代表コード:		
企業コード		
電話番号: メールアドレス:		
② 産業財産権代理サービス組織に関する変更が必要な情報		
□機関の名称:		
□住所:		
□産業財産権代理業務の経営分野:		
□ 発明、工業意匠、回路配置		
│ □ 免明、丄業恵匠、凹路配直		
□ 発明、上業意匠、回路配置 □ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密		
7 - 7 · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名:		
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号:		
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名:		
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号:	金額	
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号: ③ 料金・手数料	金額	
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号: ③ 料金・手数料 料金・手数料の種類	金額	
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □ 組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号: ③ 料金・手数料 料金・手数料の種類 □産業財産権代理サービス組織の情報補正請求の書類審査料	金額	
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □ 組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号: ③ 料金・手数料 料金・手数料の種類 □ 産業財産権代理サービス組織の情報補正請求の書類審査料 □ 産業財産権代理サービス組織の情報補正決定の登記手数料	金額	
□ 商標、地理的表示、商号、不正競争防止、営業秘密 □ 組織内の産業財産権実務の代理人 氏名: 証明書の番号: ③ 料金・手数料 料金・手数料の種類 □産業財産権代理サービス組織の情報補正請求の書類審査料 □産業財産権代理サービス組織の情報補正決定の登記手数料 □産業財産権代理サービス組織の情報補正決定の登記手数料		

⑤ 申請者の署名

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

4	申請書に含まれる書類	書類一見	覧の確認
		(申請書を受けり	付ける職員向け)
	申請書の様式	П	
	組織改正された企業登録証明書/活動登録証明書の		
	写し、本請求書のセクション1に企業コードが既		申請書を受け付 ける職員
	に記載された場合を除く(組織の名称、住所を変更		() る 戦員 (署名してフルネ
	する場合)。		ームを記入してく
	□対照用の原本		ださい)
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を		
	郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財		
	産庁の口座に直接納付する場合)		
(5)	申請者の確約		
	申請者の確約 は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ!		前に完全に責任を負
私			前に完全に責任を負
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ! ことを誓約します。		
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ! ことを誓約します。	真実であり、法律の「	にて
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i>	<i>にて</i> 氏名
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i> 申請者の署名とB	<i>にて</i> 氏名
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i> 申請者の署名とB	<i>にて</i> 氏名
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i> 申請者の署名とB	<i>にて</i> 氏名
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i> 申請者の署名とB	<i>にて</i> 氏名
私	は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ ことを誓約します。 	真実であり、法律のi <i>年月日、</i> 申請者の署名とB	<i>にて</i> 氏名

産業財産権代理サービス組織の名称削除請求書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	
下記の申請者は、産業財産権代理サービス組織の名 称の削除を請求します ²	
① 申請者	
(名称の削除を請求する産業財産権代	理サービス組織)
氏名:	
住所:	
代表コード:	
電話番号: メールアドレス:	
② 名称の削除を請求する理由	
【② 名称の削除を請求する理由 □ 産業財産権代理業務の経営の放棄・終了	
□ 産業財産権代理業務の経営の条件を満たさなくなりまし	た
③ 料金・手数料	
料金・手数料の種類	金額
□ 産業財産権代理サービス組織産業財産権代理サービス組 の書類審査料	1織の名称削除
産業財産権代理サービス組織の名称の削除決定の登記手数	料
□ 産業財産権代理サービス組織の名称の削除決定の公表料	·金
申請書と納付する料金・手数料の総額は:	
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、 する場合):	又は国家知的財産庁の口座に直接納付

(B)	装 花の開放	
	請者の署名	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

_			
4	申請書に含まれる書類		書類一覧の確認 を受け付ける職員向け)
	申請書の様式		と又1/111/34城兵(刊17)
	組織の産業財産権代理業務の経営条件を満たさなくなる証 明書		申請書を受け付ける 職員
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		(署名してフルネーム を記入してください)
(5)	申請者の確約		
	· ·	月 E i請者の署々	7、

様式第 09 号

産業財産権代理人名称の削除の請求書	受領印 (申請書を受け付ける職員向け)	
拝啓1:		
産業財産権代理人の名称の削除を請求します ²		
① 申請者		
(名称の削除を請求する産業財産	[権代理人]	
氏名:		
住所:		
実務証明書の番号:		
電話番号: メールアドレス:		
② 名称削除の理由		
□産業財産権代理サービス組織での活躍が終了されました:		
組織の名称:		
住所:		
代表コード(ある場合):		
③ 料金・手数料		
料金・手数料の種類	金額	
□ 産業財産権代理人の名称の削除請求の書類審査料		
□ 産業財産権代理人の名称の削除決定の登記手数料		
産業財産権代理人の名称の削除決定の公表料金		
申請書と納付する料金・手数料の総額は:		
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、 する場合):	又は国家知的財産庁の口座に直接納付	

1 (5)	落 者の事名	
	請者の署名	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者は枠内に記載されている内容が該当する場合には、枠内□に「×」を記入します。

4	申請書に含まれる書類		書類一覧の確認 を受け付ける職員向け)
	申請書の様式		
	産業財産権代理業務の実務証明書を付与される者が、産業財 産権代理業務の実務条件に満たさないことを証明する書類		申請書を受け付ける職員
	料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		<i>(署名してフルネー ムを記入してくださ</i> い)
	申請者の確約 は、上記の申請書に含まれる全ての情報が正直かつ真実であり とを誓約します。	、法律の	前に完全に責任を負う
		<i>月</i> I請者の署	日、 <i>にて</i> 名と氏名

付録書 VI

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

様式第 01 号	産業財産権における査定能力試験の申請書
様式第 02 号	産業財産権の査定員証の発行申請書
様式第 03 号	産業財産権の査定員証の再発行の申請書
様式第 04 号	産業財産権査定員証
様式第 05 号	産業財産権査定組織認定書発行申請書
様式第 06 号	産業財産権の査定組織認定書の発行申請書
様式第 07 号	産業財産権の査定組織認定書
様式第 08 号	植物品種権の査定能力試験の申請書
様式第 09 号	植物品種権の査定員証の発行/再発行の申請書
様式第 10 号	植物品種権の査定員証
様式第 11 号	植物品種権の査定組織認定書の発行、再発行の申請書
様式第 12 号	植物品種権の査定組織認定書

産業財産権における 査定能力試験の 申請書

	領	E	

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓 ¹ :		
下記の申請者は、産業財産権における査定能力試験に申 し込みます ²		
申請者		
(産業財産権査定専門識の試験の受験を請え	さする個人)	
氏名:		
住所:		
身分証明書番号/市民カード番号:		
電話番号: メールアドレス:		
② 受験を登録する査定専攻		
□ 発明及び半導体集積回路配置		
□ 工業意匠		
□ 商標及び地理的表示		
□他の産業財産権		
③ 料金・手数料		
料金・手数料の種類		 金額
4.1 五で 1 3V4.4.1 4.2.1五文名		жизи
□ 卒業財卒挨木会専門熱の封験の事叛家木町 (利月町)		
□ 産業財産権査定専門識の試験の書類審査料(科目別)		
□ 産業財産権宜足専門職の試験の書類番宜科 (科目別) □ 科目:		
□ 科目:		
□ 科目:		
□ 科目:□ 科目:□ 科目:		
 □ 科目: □ 科目: □ 科目: □ 科目: 申請書と納付する料金・手数料の総額は: 書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又) 	は国家知的財産	庁の口座に直接納付
□ 科目:	·	
□ 科目:	書類	庁の口座に直接納付 質一覧の確認 受け付ける職員向け)
□ 科目:	書類	質一覧の確認
 □ 科目:	書類	質一覧の確認
□ 科目:	(申請書を5	質一覧の確認

¹産業財産権の国家管理機関の名称

 $^{^2}$ この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内 \square に記載されている内容が該当する場合には、枠内[x]を記入します。

□対照用の原本 □内定(又は労働契約書)の写し及び実際の専門的活動における経験が証明できる書類 □対照用の原本 □3x4(cm)の写真2枚 □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを記 入してください)
(3) 申請者の確約 私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真を負うことを誓約します。	ET	法律の前に完全に責任

産業的所有権の査定員証の発行の申請書	(申;	受領印 請書を受け付ける職員向け)
拝啓 ¹ :	(/ /	
下記の申請者は、産業財産権査定員証の発行を請求します ²		
申請者 (産業財産権査定員証の発行を請求する個人の申請 氏名:	者)	
住所: 身分証明書番号/市民カード番号: 電話番号: メールアドレス:		
② 査定専攻□ 発明及び半導体集積回路配置□ 工業意匠		
□		
③ 料金・手数料		
料金・手数料の種類		金額
□産業財産権査定員証の発行請求の書類審査料		
□他の料金・手数料 中まましかとしてWA 工作WA のW# 12		
申請書と納付する料金・手数料の総額は: 書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、)	고나도	字知的財産庁の日原に支持幼母
青頬の数(科金・子数科を郵便サービスを通じて納付する、」 する場合):	又は医	
④ 申請書に含まれる書類		書類一覧の確認
□申請書の様式		(申請書を受け付ける職員向け)
□ 身分証明書の写し、しかし市民カードの番号に関する情報		
が本申請書のセクション1に既に記載された場合を除く。		申請書を受け付ける職員
□ 3 x 4 (cm)の写真 2 枚		(署名してフルネームを記 入してください)
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直接納付する場合)		NO CVESVY
⑤ 申請者の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かっ 負うことを誓約します。)真実	であり、法律の前に完全に責任を
<i>年月</i> 申請者の署	•	

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者は枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。

産業財産権の査定員証の再発行の 申請書

受	領	E	I

(申請書を受け付ける職員向け)

拝啓1:			
下記の申請者は、査定員証の再発行を請求します2			
申請者			
(産業財産権査定員証の再発行を請求する	個人の	の申請者)	
氏名:			
住所:			
身分証明書番号/市民カード番号:			
電話番号: メールアドレス:		査定員証	の番号:
② 査定員証の再発行の理由			
□ 査定員証を紛失しました □査定員証に欠陥があります	□査	定員証が	破損しました
□ 査定員証に記載されている個人情報が変更されました:			
□ 査定専攻の補足:			
③ 料金・手数料			
料金・手数料の種類			金額
□ 産業財産権査定員証の発行請求の書類審査料			
□ 他の料金・手数料			
申請書と納付する料金・手数料の総額は:			
書類の数(料金・手数料を郵便サービスを通して納付する、ス する場合):	スは国	國家知的則	才産庁の口座に直接納付
申請書に含まれる書類			 類一覧の確認
□ 申請書の様式		(申請書を	受け付ける職員向け)
□ 中間目の係名 □ 身分証明書の写し、しかし市民カードの番号が本請求書			
□ タカ証明音の子し、しかし印氏が一下の番号が本調水音 のセクション 1 に既に記載された場合を除く(査定員証			
には、変更される情報がある場合)			申請書を受け付ける職員
□対照用の原本	П		甲硝青を交り的りの職員 <i>(署名してフルネ</i> ームを
□ 3 x 4 (cm)の写真 2 枚			記入してください)
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サー			
ビスを通して納付する、又は国家知的財産庁の口座に直			
接納付する場合)			
⑤ 申請者の確約			
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ	真実	であり、	法律の前に完全に責任を
負うことを誓約します。			
」 <i>年月</i>	. Н 、	にて	

申請者の署名と氏名

¹産業財産権の国家管理機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内□に記載されている内容が該当する場合には、枠内に「x」を記入します。査定員証の再発行の場合は、査定員証の再発行の理由に関する情報のみ申告すること。



ベトナム社会主義共和国 独立一自由一幸福

産業財産権査定員証 No: /年-TGĐV

氏名:

(3 x 4 (cm)の写真)

生年月日:

身分証明書/市民カードの番号:

現住所:

査定専攻:

発行される者の署名

国家知的財産庁の首長 (署名捺印)

- 1. この査定員証は、国家知的財産庁の.....年.....月....... 日付政令第...../QÐ-号に基づいて発行されます。
- 2. この査定員証を発行された者は、認められた査定専攻に応じて産業財産権査定を実務することができ、査定員証に記録されている関連情報に変更があった場合には、査定員証の再発行を要求する義務があります。
- 3. 以下の場合、この査定員証が取り消しされます:
- a) 査定員証が法的規制に反して付与されたことが確認できる証拠がある場合;
- b) 査定員証所有者が知的財産法第201条第3項に指定された条件を満たさなくなった場合;
- c) 査定員証所有者が、管轄機関の決定に従って、査定員証を取り消しされることによって処罰される場合;

産業財	産権の査定組織認定書	の発行		領印 付ける職員向け)
,,,	申請書		(甲酮青化文化	1917 公職貝円17)
	.I. hH 🖶			
拝啓 ¹ :				
下記の申請者 行を請求しま	がは、産業財産権査定組 : す ²	織認定書の発		
1	(産業財産権の	申請者 査定組織の認定書の)再発行の組織)	
氏名: 企業コード 住所: 電話番号: 鑑定専攻	メールアド	レス:		
2	組織に所属する査定員			
順番	氏名	査定員証の番号	専	攻
3		料金・手数料		
3	料金・手	料金・手数料数料の種類		金額
	料金・手	数料の種類	查料	金額
	の査定組織の認定書の再	数料の種類	查料	金額
□ 産業財産権 □ 他の料金・	の査定組織の認定書の再	数料の種類 発行の申請書類審	查料	金額
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料	の査定組織の認定書の再 手数料	数料の種類 発行の申請書類審 ま:		
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料:付する場合)	の査定組織の認定書の再 手数料 <i>する料金・手数料の総額に</i> 金・手数料を郵便サービス	数料の種類 発行の申請書類審 ま:	る、又は国家知的財	
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料けする場合) ④	の査定組織の認定書の再 手数料 <i>する料金・手数料の総額</i> 金・手数料を郵便サービス : 情求書に含まれる書類	数料の種類 発行の申請書類審 ま:	3、又は国家知的財	産庁の口座に直接納
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料けする場合) ④ 申請書の核	の査定組織の認定書の再 手数料 する料金・手数料の総額に 金・手数料を郵便サービス : 情求書に含まれる書類	数料の種類 発行の申請書類審 オ: なを通して納付する	る、又は国家知的財 書 (申請書を	産庁の口座に直接納類一覧の確認
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数 (料) 付する場合) ④ 申請書の核 □ 申請書の核 □ 対 □ 対	の査定組織の認定書の再 手数料 する料金・手数料の総額に 金・手数料を郵便サービス : 情求書に含まれる書類 様式 三員との間の採用決定書又 照用の原本	数料の種類 発行の申請書類審 ま: なを通して納付する は労働契約書の写	5、又は国家知的財 書 (<i>申請書を</i>	産庁の口座に直接納類一覧の確認
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料付する場合) ④ 申請書の核 □ 申請書の核 □ 料金・手数	の査定組織の認定書の再 手数料 する料金・手数料の総額に 金・手数料を郵便サービス : 情求書に含まれる書類 様式 E員との間の採用決定書又 照用の原本 数料の納付証書の写し(料	数料の種類 発行の申請書類審 オ: なを通して納付する は労働契約書の写 金・手数料を郵便	5、又は国家知的財 書 (申請書を し し 更サー	産庁の口座に直接納 類一覧の確認 で受け付ける職員向け) 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料付する場合) ④ 申請書の核 □ 申請書の核 □ 料金・手数	手数料 する料金・手数料の総額が 金・手数料を郵便サービス : 请求書に含まれる書類	数料の種類 発行の申請書類審 オ: なを通して納付する は労働契約書の写 金・手数料を郵便	5、又は国家知的財 書 (申請書を し し 更サー	産庁の口座に直接納 類一覧の確認 <i>受け付ける職員向け</i>) 申請書を受け付ける職員
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数 (料・ 付する場合) ④ 申請書の核 □ 申請書を対 □ 料金・手数 ビスを通し	手数料 する料金・手数料の総額が 金・手数料を郵便サービス : 请求書に含まれる書類	数料の種類 発行の申請書類審 オ: なを通して納付する は労働契約書の写 金・手数料を郵便	5、又は国家知的財 書 (申請書を し し 更サー	産庁の口座に直接納 類一覧の確認 で受け付ける職員向け) 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料・ 付する場合) ④ 申請書を対け □ 申請書を対け □ 料金を対け □ 料金を通り □ に直接納付	手数料 する料金・手数料の総額に金・手数料を郵便サービス : 請求書に含まれる書類 様式 に員との間の採用決定書又 照用の原本 数料の納付証書の写し(米 て納付する、又は認定書 ・場合) 申請者の確認 申請書に含まれる全ての情	数料の種類 発行の申請書類審 ま: なを通して納付する は労働契約書の写 を・手数料を郵信 を発行する機関の	5、又は国家知的財 (申請書を し 更サー ロロ座	一産庁の口座に直接納 類一覧の確認 ・受け付ける職員向け) 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを 記入してください)
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料) 付する場合) ④ 申請書を対け □ 申請書を対け □ 以金を接納付 □ 料金を接納付 ⑤ 私は、上記の	手数料 する料金・手数料の総額に金・手数料を郵便サービス : 請求書に含まれる書類 様式 に員との間の採用決定書又 照用の原本 数料の納付証書の写し(米 て納付する、又は認定書 ・場合) 申請者の確認 申請書に含まれる全ての情	数料の種類 発行の申請書類審 ま: なを通して納付する は労働契約書の写 金・手数料を郵便 を発行する機関の でを発行する機関の	5、又は国家知的財 (申請書を し 更サー ロロ座	産庁の口座に直接納 類一覧の確認 で受け付ける職員向け) 申請書を受け付ける職員 (署名してフルネームを 記入してください) 法律の前に完全に責任
□ 産業財産権 □ 他の料金・ 申請書と納付 書類の数(料) 付する場合) ④ 申請書を対け □ 申請書を対け □ 以金を接納付 □ 料金を接納付 ⑤ 私は、上記の	手数料 する料金・手数料の総額に金・手数料を郵便サービス : 請求書に含まれる書類 様式 に員との間の採用決定書又 照用の原本 数料の納付証書の写し(米 て納付する、又は認定書 ・場合) 申請者の確認 申請書に含まれる全ての情	数料の種類 発行の申請書類審 ま: なを通して納付する は労働契約書の写 金・手数料を郵便 を発行する機関の でを発行する機関の	る、又は国家知的財 書 (申請書を し 更サー り口座	を 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定

¹ 認定書発行機関の名称

²この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載され□ている内容が該当する場合には、枠内に「×」を記入します。産業財産権査定組織認定書の再発行を請求する場合は、認定書の再発行の理由に関する情報のみ申告すること。

72	至業財産	権の査定組織認定書	の発行	受領印	" "是点对
		申請書		(申請書を受け付ける	嘁貝┦⑺
		1 713 1			
拝啓	¹ :				
下記の	由請者け	産業財産権の査定組織	・ お認定書の発し		
	求します				
, , _ ,,,,	,,,,				
1		(ヨウキの玉がた	申請者	は女体の木戸切めか)	
		(認定書の再発行	で請求する産業則	財産権の査定組織)	
氏名:					
企業コ	— К				
住所: 電話番	문·	メールア	ドレス・		
鑑定専	•	, , , , ,			
証明書					
2		認定書の再発行	の理由		
				□認定書が破損しました	_
		される組織の情報が変見	更されました		
		更されました る査定員が変更されま	1 <i>t</i> -		
□ ボ肚が	以に別偶9	る宜止貝が変更されま			
		組織	に所属する査定	 員一覧	
	順番	氏名	査定員証の番	号	
<u> </u>			Jol A - 161 Jol	1	
3		wi A . =	料金・手数料_ F数料の種類		
□産業Ⅱ	オ産権の杏	定組織の認定書の再発行			金額 金額
	1産権の <u>虽</u> 1金・手数		7~7 明 自 热 雷 。	<u>B.</u> / /1	
		る料金・手数料の総額に	 t :		
				る、又は国家知的財産庁の	つ口座に直接納
付する	場合):				
4	請求			- 11- -¥- 2-	
□由請		書に含まれる書類			覧の確認
	書の様式	書に含まれる書類			覧の確認 付ける職員向け)
□企業		書、活動登録証明書の写	- •	(申請書を受け □ □ □	
□ 企業 本申	登録証明書		- •	(申請書を受け □ □ □	

¹ 認定書発行機関の名称

² この申請書において、申請者又は申請者の代理人は、枠内に記載され□ている内容が該当する場合には、 枠内に「×」を記入します。産業財産権査定組織認定書の再発行を請求する場合は、認定書の再発行の理由 に関する情報のみ申告すること。

□対照用の原本 □組織と組織に所属する査定員との間の採用決定書、労働契約書 又は労働契約終了の決定書の写し(査定員の変更がある場合) □対照用の原本 □料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サービス を通して納付する、又は認定書を発行する機関の口座に直接納 付場合)		申請書を受け付ける職員 <i>(署名してフルネームを 記入してください)</i>
⑤ 申請者の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実	でなり 辻	建の前に空をに害任
		件の別に元主に貝讧
を負うことを誓約します。		
<i>年</i>	月 日、	にて
·	の署名と氏	
(役職を明記し		•
(反物とり記し	C, Jing C	. \ / \ \ / \ /

様式第 07 号

[認定書発行機関]

ベトナム社会主義共和国 独立-自由-幸福

年 月 日 、ハノイにて

No: /CN- [認定書を発行する機関の名 前の略称]

産業財産権の査定組織 認定書

[認定書発行機関の首長]

…の…日付の…号の規定に基づいて発行された[認定書発行機関]の組織及び運営の定款に基づき;

産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理に関する知的財産 法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める政令を公布する 2023 年 ... 月 ... 日付の政府 の政令 No. .../2023/ND-CP の第110 条第2 条第c3 項に基づき、

以下のことを証明します:

産業財産権査定組織:

氏名:

取引の名前:

住所:

組織の査定専攻:

組織の委員である産業財産権査定員の一覧

順番	氏名	身分証明書番号/ 市民カード番号	査定員証の番号	専攻

本認定書は、[決定を発行した機関の首長]の....日付の....号の規定に基づいて発行されました。

[認定書発行機関の 首長]

様式第 08 号

植物品種権の 査定能力試験の		受領印 *付ける職員向け)
生产能力試験(2) 申請書	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
拝啓 ¹ :		
下記の個人は植物品種権の査定専門職の試験の受験を 登録します:		
申請書を申し込む者		
氏名:		
住所:		
身分証明書番号/市民カード番号: 電話番号: メールアドレス:		
② 申請書に含まれる書類	書類	 一覧の確認
申請書の様式		受け付ける職員向け)
□		
□ 内定(又は労働契約書)の写し及び実際の専門的活動には		申請書を受け付け
ける経験が証明できる書類		る職員
□ 3 x 4 (cm)の写真 2 枚		(署名してフルネ
□ 料金・手数料の納付証書の写し(料金・手数料を郵便サー		ームを記入してく
ビスを通して納付する、又は植物品種権に関する国家管軸 当庁の口座に直接納付する場合)	连	ださい)
③ 試験の受験を登録する者の確約		
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かったなる。これはない。	つ真実であり、法	律の前に完全に責任
を負うことを誓約します。 		
	月、にて	
試験の受験を登録	する者の署名と氏	元 名

¹ 植物品種権の国家管理機関の名称。

様式第 09 号

植物品種権の査定員証の 発行/再発行の申請書		受領 師 (申請書を受け付け)	
拝啓1:			
下記の個人は、植物品種権の査定員証の発行/再 発行を請求します:			
① 請求者	•		
氏名: 住所: 電話番号:			
住所: 電話番号: 身分証明書/市民カードの番号:			
② 請求内容			
□初回目の査定員証発行			
□査定員証の再発行 発行されが 再発行の理由: □査定員証を紛失しました □査定員証		証の番号:	
□ 査定員証が破損しました □ 査定員証			
③ 申請書に含まれる書類			覧の確認
□ 申請書の様式		(<i>甲請書を受け</i> □	け付ける職員向け)
□ 植物品種権の査定員としての専門職試験要件を満たることを示す認定書の原本/写し	してい		
□ 園芸、農学、又は植物品種の関連分野の大学卒業 は大学院卒業証書の写し	証書又		
□ 申請者が植物品種権の分野で直接従事した 5 年以 験を有することを証明する管轄当庁による認定書	上の経		申請書を受け付け
□ 3 x 4 (cm)の写真 2 枚			る職員
□ 発行した査定員証(再発行の場合、紛失した場 く)	合を除		<i>(署名してフルネ</i> ーム <i>を記入してく</i>
□ 料金・手数料の納付証書の写し(地域の査定員証発 家管理機関のミスにより査定員証の再発行を要求			ださい)
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が うことを誓約します。	E直かつ	真実であり、法律の)前に完全に責任を負
		<i>年月日、</i> 請求者の署名と氏	

¹ 地域の査定員証発行の国家管理機関の名称。

様式第 10 号



ベトナム社会主義共和国 独立-自由-幸福

植物品種権の査定員証 No: /GĐV

(3 x 4 (cm)の写真) **氏名:**

生年月日:

身分証明書/市民カードの番号:

現住所:

発行される者の署名

地域の査定員証発行の国家管理機関の首長 *(署名捺印)*

- 1. この査定員証は、[地域の査定員証発行の国家管理機関の首長]の....日付の...号の規定に基づいて発行されました。
- 2. この査定員証を付与された者は、植物品種に係る権利の査定を実務することができ、 査定員証に記録されている関連情報に変更があった場合には、査定員証の再発行を要 求する義務があります。
- 3. 以下の場合、この査定員証が取り消しされます:
- a) 査定員証が違法に発行されたことを証明できる証拠がある場合;
- b) 査定員証を有する者が知的財産法第 201 条第 3 項に定めた条件を満たさなくなった場合;
- c) 査定員証を有する者が査定活動を辞めた場合。
- d) c)査定員証を有する者が、所轄官庁の決定に従って査定員証を取り消す旨の罰則を与えられた場合;

様式第 11 号

植物品種権の査定組織認定書の 発行/再発行 の申請書				受領印 (<i>申請書を受け付ける職員向け</i>)				
拝啓1	:							
	組織は、 清求しま [、]	植物品種権の査定組織認定書の発行/再 す:						
① 氏名:		認定書の再発行の組織						
住所:		電話番号:						
2	- +:	請求内容						
□ 認定書の初回目の発行 □ 認定書の再発行 発行された認定書の番号:								
	<u>再発行の理由</u> □認定書を紛失しました □認定書に欠陥があります							
	□認分	定書が破損しました □認定書	書の情報が	変更されました				
3		組織に所属する査定員の一覧	1 _					
	順番	氏名	1	査定員証の番号				
				_				
④ □ 申請	申請 青書の様式	書に含まれる書類 +・		1	覧の確認 付ける職員向け)			
		R証明書の写し(認証済)			,			
		こ所属する査定員との間の採用決定書	又は労働		情書を受け付ける職員 <i>名してフルネームを記</i>			
	-	/(認証済) 発行された認定書(再発行の場合、紛	失した場		<i>入してください)</i>			
合を除く)								
—		斗の納付証書の写し(認定書を発行し !完書の再発行を要求した場合を除く)						
ミスにより認定書の再発行を要求した場合を除く)。 申請者の確約								
私は、上記の申請書に含まれる全ての情報及び書類が正直かつ真実であり、法律の前に完全に責任 を負うことを誓約します。								
年								
申請者の署名と氏名								
	(役職を明記して、押印してください)							

¹ 認定書発行機関の名称

様式第 12 号

[認定書発行機関]

No: /CN- [認定書を発行する機関の名前 の略称]

ベトナム社会主義共和国 独立一自由一幸福

年 月 日 、ハノイにて

植物品種権の 査定組織認定書

[認定書発行機関の首長]

…の…日付の…号の規定に基づいて発行された[認定書発行発行機関]の組織及び運営の定款に基づき;

産業財産、産業財産権保護、植物品種権保護及び知的財産の国家管理 に関する知的財産法の一部条項の詳細及び施行ガイドラインを定める政令 を公布する 2023 年… 月… 日付の政府の政令 No. .../2023/ND-CP の第 113 条 に基づき、

以下のことを証明します:

植物品種権の査定組織:

氏名:

取引の名前:

住所:

組織に所属する植物品種権の査定員の一覧:

順番	氏名	身分証明書番号/市民 カード番号	査定員証の番 号	専攻

本認定書は、[決定発行機関の首長]の…日付の…号の規定に基づいて発行されました。

[証明書付与機関の 首長]

付録書 VII

(政府の政令 /2023/ND-CP 号に添付 2023 年 月 日発行)

安全保障・国防に影響を及ぼす技術分野一覧

- 1. 弾薬、化学兵器、生物兵器、核兵器、軍事用途で使用される兵器及びその他の兵器。
- 2. 爆発物。
- 3. 軍装品。
- 4. 諜報活動、防諜活動、犯罪捜査活動に使用される機器及びテクノロジー。
- 5. 安全と秩序に関連する活動に使用される支援ツール、手段、技術機器、及び業務。